

竹原市国民保護計画

目 次

第1編	総 論	5
第1章	市の責務，計画に定める事項，構成等	5
1	市の責務及び市国民保護計画に定める事項	5
2	市国民保護計画の構成	5
3	市国民保護計画の見直し，変更手続	6
4	市国民保護計画の推進	6
第2章	国民保護措置に関する基本方針	7
第3章	市等の事務又は業務の大綱等	9
1	市の業務又は業務の大綱	10
2	関係機関の連絡先	10
第4章	市の地理的，社会的特徴	11
第5章	市国民保護計画が対象とする事態	14
1	武力攻撃事態	14
2	緊急対処事態	15
第2編	平素からの備えや予防	18
第1章	組織・体制の整備等	18
第1	市における組織・体制の整備	18
1	市の各部課等における平素の業務	18
2	市職員の参集基準等	20
3	消防機関の体制	22
4	国民の権利利益の救済に係る手続等	22
第2	関係機関との連携体制の整備	24
1	基本的考え方	24
2	県との連携	24
3	近接市町との連携	25
4	指定公共機関等との連携	25
5	ボランティア団体等に対する支援	25
第3	通信の確保	26
第4	情報収集・提供等の体制整備	27
1	基本的考え方	27
2	警報等の伝達に必要な準備	28
3	安否情報の収集，整理及び提供に必要な準備	29
4	被災情報の収集・報告に必要な準備	33
第5	研修及び訓練	34
1	研修	34

	2	訓練	35
第2章		避難及び救援に関する平素からの備え	36
	1	避難に関する基本的事項	36
	2	避難実施要領のパターンの作成	36
	3	救援に関する基本的事項	37
	4	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	37
	5	避難施設の指定への協力	38
	6	生活関連等施設の把握等	38
第3章		物資・資材の備蓄，整備及び点検	39
	1	国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄，整備	39
	2	市が管理する施設及び設備の整備及び点検等	39
第4章		国民保護に関する啓発	40
	1	国民保護措置に関する啓発	40
	2	武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	40
第3編		武力攻撃事態等への対処	41
第1章		初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	41
	1	竹原市国民保護対策連絡室の設置及び初動措置	41
	2	市対策本部に移行する場合の調整	42
	3	武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	43
第2章		市対策本部の設置等	44
	1	市対策本部の設置	44
	2	通信の確保	49
第3章		関係機関相互の連携	51
	1	国・県の対策本部との連携	51
	2	知事，指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請	51
	3	自衛隊の部隊等の派遣要請等	52
	4	他の市町長等に対する応援の要求，事務の委託	52
	5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	52
	6	市の行う応援等	53
	7	ボランティア団体等に対する支援等	53
	8	住民への協力要請	54
第4章		警報及び避難の指示等	55
第1		警報の伝達等及び通知	55
	1	警報の伝達等	55
	2	警報の内容の伝達方法	56
	3	緊急通報の通知及び伝達	57

第 2 章	避難住民の誘導等	58
1	避難の指示の通知・伝達	58
2	避難実施要領の策定	59
3	避難住民の誘導	64
第 5 章	避難住民等の救援	70
1	救援の実施	70
2	関係機関との連携	70
3	救援の内容	71
第 6 章	安否情報の収集・提供	72
1	安否情報の収集	75
2	県に対する報告	75
3	安否情報の照会に対する回答	77
4	日本赤十字社に対する協力	77
第 7 章	武力攻撃災害への対処	80
第 1 節	武力攻撃災害への対処	80
1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方	80
2	武力攻撃災害の兆候の通報	80
第 2 節	応急措置等	81
1	退避の指示	81
2	警戒区域の設定	82
3	応急公用負担等	82
4	消防に関する措置等	83
第 3 節	生活関連等施設等における災害への対処等	85
1	生活関連等施設の安全確保	85
2	危険物質等に係る武力攻撃災害への対処	85
第 4 節	武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への 対処等	88
1	武力攻撃原子力災害への対処	88
2	NBC攻撃による災害への対処	88
第 8 章	被災情報の収集及び報告	91
第 9 章	保健衛生の確保その他の措置	93
1	保健衛生の確保	93
2	廃棄物の処理	94
3	文化財の保護	94
第 10 章	国民生活の安定に関する措置	96
1	生活関連物資等の価格安定	96
2	避難住民等の生活安定等	96
3	生活基盤等の確保	96
第 11 章	特殊標章等の交付及び管理	98

第4編	復旧等	101
第1章	応急の復旧	101
1	基本的考え方	101
2	公共的施設の応急の復旧	101
第2章	武力攻撃災害の復旧	102
第3章	国民保護措置に要した費用の支弁等	103
1	国民保護措置に要した費用の支弁，国への負担金の要求	103
2	損失補償及び損害補償	103
3	総合調整及び指示に係る損失の補てん	103
第5編	緊急対処事態への対処	104
1	緊急対処事態	104
2	緊急対処事態における警報の通知及び伝達	104

第 1 編 総 論

第 1 章 市の責務，計画に定める事項，構成等

住民の生命，身体及び財産を保護する責務にかんがみ，国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため，市の責務を明らかにするとともに，市の国民の保護に関する計画の趣旨，構成等について定める。

1 市の責務及び市国民保護計画に定める事項

(1) 市の責務

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は，武力攻撃事態等において，武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令，国民の保護に関する基本指針及び県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ，市の国民の保護に関する計画（以下「市国民保護計画」という。）に基づき，国民の協力を得つつ，他の機関と連携協力し，自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し，その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。市は，その責務にかんがみ，国民保護法第 35 条の規定に基づき，市国民保護計画を作成する。

(2) 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては，市に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項，市が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第 35 条第 2 項各号に掲げる事項について定める。

2 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は，以下の各編により構成する。

- 第 1 編 総論
- 第 2 編 平素からの備えや予防
- 第 3 編 武力攻撃事態等への対処
- 第 4 編 復旧等
- 第 5 編 緊急対処事態への対処

3 市国民保護計画の見直し，変更手続

(1) 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については，今後，国，県における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築，国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ，不断の見直しを行うものとする。

市国民保護計画の見直しに当たっては，市国民保護協議会の意見を尊重するとともに，広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更に当たっては，計画作成時と同様，国民保護法第39条第3項の規定に基づき，市国民保護協議会に諮問の上，知事に協議し，市議会に報告し，公表するものとする（ただし，武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については，市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は行わない。）。

4 市国民保護計画の推進

この計画を実効性のあるものとするため，第2編の平素からの備えや予防に掲げる取組みなどについては，適時，適切に現状を把握し，計画の円滑な推進に努めるものとする。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

(1) 基本的人権の尊重

国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 国民に対する情報提供

武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

国、県、近隣市町並びに指定公共機関及び指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 国民の協力

国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(6) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮

日本赤十字社が実施する国民保護措置については、その特性にかんがみ、その自主性を尊重するとともに、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置については、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由に特に配慮する。

また、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(7) 高齢者，障害者等への配慮

国民保護措置の実施に当たっては，様々なニーズに対応した対策が求められることから，男女共同参画の視点を踏まえるとともに，高齢者，障害者，乳幼児，市内に居住又は滞在している外国人その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

(8) 国際人道法の的確な実施

国民保護措置を実施するに当たっては，国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

国際人道法とは，主としてジュネーブ諸条約のことを指す。この条約は 1949 年に作成され，戦時における戦闘員や文民の人権の確保について定められ，第 1 条約から第 4 条約で構成されている。日本は 1953 年 4 月に加入している。また，従来のジュネーブ諸条約を発展・拡充させたものとして，国際的な武力紛争に適用される第 1 追加議定書と，非国際的な武力紛争に適用される第 2 追加議定書が 1977 年に作成され，日本は 2004 年 8 月に加入している。

(9) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

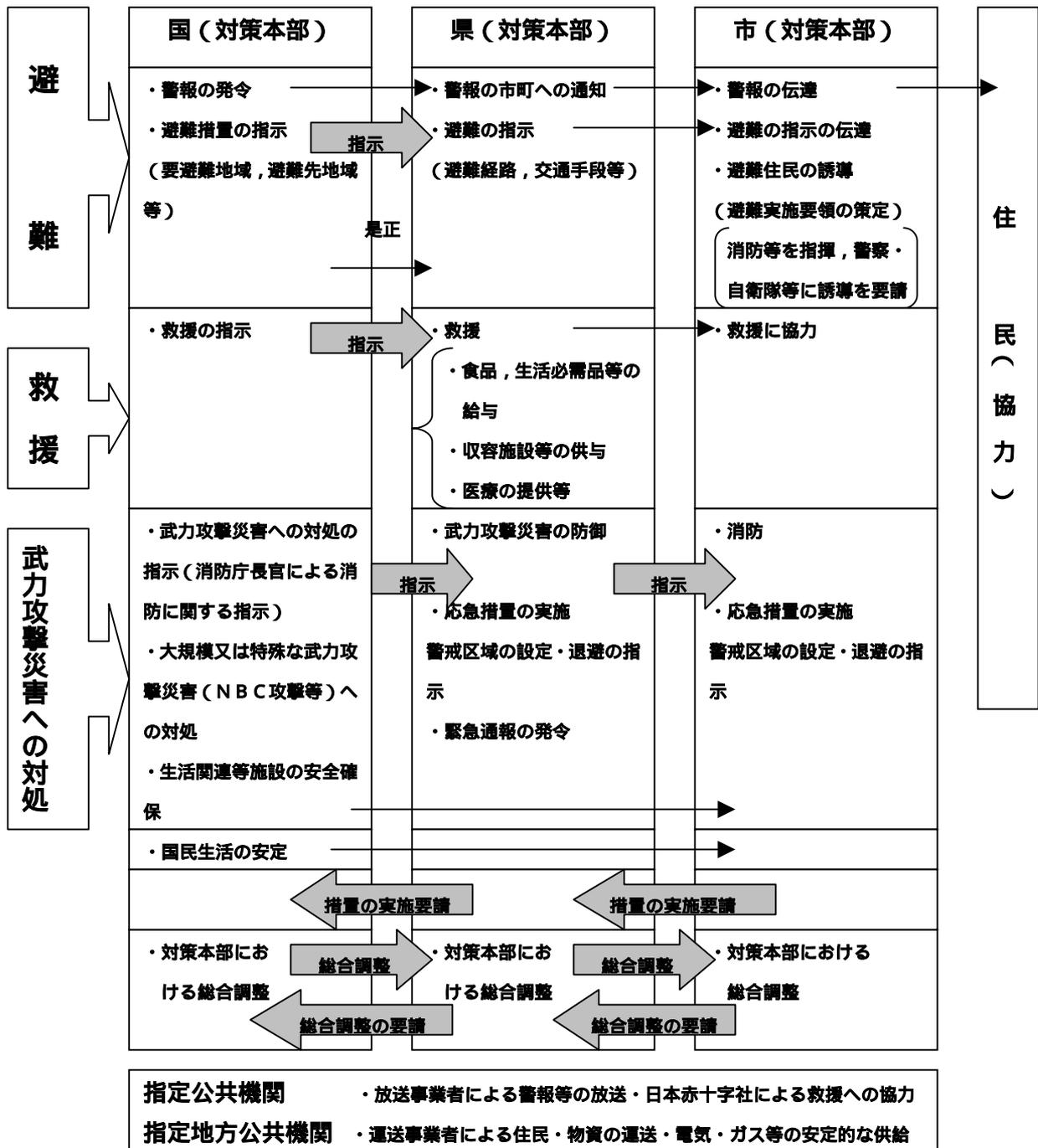
県から入手した情報，武力攻撃災害の状況その他必要な情報の提供を行うほか，緊急時の連絡及び応援の体制を確立すること等により，国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また，要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては，その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

第3章 市等の事務又は業務の大綱等

国民保護措置の実施に当たり、市等の事務又は業務の大綱等について、以下のとおり定める。

国民の保護に関する措置の仕組み



国, 県, 市町, 指定公共機関, 指定地方公共機関が相互に連携

1 市の事務又は業務の大綱

国民保護措置について，市は，おおむね次に掲げる業務を処理する。

機関の名称	事務又は業務の大綱
市	<ol style="list-style-type: none">1 国民保護計画の作成2 国民保護協議会の設置，運営3 市国民保護対策本部（以下，「市対策本部」という。）及び市緊急対処事態対策本部の設置，運営4 組織の整備，訓練5 警報の伝達，避難実施要領の策定，避難住民の誘導，関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施6 救援の実施，安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施7 退避の指示，警戒区域の設定，消防，廃棄物の処理，被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

2 関係機関の連絡先

指定行政機関等，国の関係出先機関（指定地方行政機関・自衛隊等），関係指定公共機関，指定地方公共機関，県機関，消防機関などの関係機関の連絡先は，資料として保有するものとする。

第4章 市の地理的，社会的特徴

市は，国民保護措置を適切に実施するため，その地理的，社会的特徴等について把握することとし，以下のとおり，国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的，社会的特徴について定める。

(1) 地形の状況

本市は，広島県沿岸部のほぼ中央に位置しており，東西約2.1km，南北約1.5kmに及び，南は瀬戸内海に面し，沿岸部を除く三方を200～400メートルの山に囲まれ，平地は，賀茂川の中流及び下流域にある外は規模が小さく，山地が屈曲した海岸線近くまで迫っている。本市の中央部を葛子川，田万里川を支流にもつ賀茂川が南流し瀬戸内海に注いでいる。

(2) 気候

本市は，北側を山に囲まれ，南が海に面しているため，四季を通じ寒暖の差が少なく，年間平均気温は15℃前後，年間平均風速3m程度で，気候的には恵まれている。積雪はまれにみる程度で年間の降雨量はおおむね1,200mm程度で，広島県北部の山間地域に比べて少ない。

気温・降水量の推移

区分 年度	気温 ()			降水量 (mm)		
	平均	最高	最低	年間量	日最大	月 日
8年	14.7	31.6	-3.4	1,058	92	6.28
9年	15.5	31.6	-3.4	1,255	82	9.16
10年	16.4	31.7	-3.8	1,124	132	10.17
11年	15.7	32.2	-5.3	1,285	94	6.24
12年	15.4	32.7	-2.7	1,044	67	7.24
13年	15.3	33.0	-3.3	1,217	109	6.19
14年	15.7	33.7	-2.1	855	73	5.15
15年	15.2	31.8	-4.5	1,242	59	7.1
16年	16.1	33.4	-4.2	1,499	81	5.16
17年	15.1	31.9	-3.9	960	79	7.2
10カ年平均	15.51	32.36	-3.67	1,153.9	86.8	

(3) 人口分布

本市の人口は，平成17年10月1日現在30,657人（国勢調査確定値）で，人口密度は，1平方キロメートル当たり259人となっている。

人口を地域別にみると，最も多いのは竹原地区（竹原町，中央，本町，田ノ浦，

港町，塩町）で市人口の約36%を占めている。一方，北部地区（仁賀町，田万里町，西野町，新庄町）の総面積は市全体の約45%であるが，人口の市全体に占める割合は約9%である。

人口を年齢別にみると，65歳以上の割合が25%を超えており，高齢化が年々進んでいる。

区分 町別	人 口			世帯数	面 積		人口密度
	総 数	男	女			構成比%	
仁賀町	349	167	182	131	18.85	16.0	18.5
田万里町	528	252	276	174	15.64	13.2	33.8
西野町	1,087	519	568	370	18.99	16.0	102.6
新庄町	862	420	442	283			
東野町	1,416	660	756	498	8.76	7.4	161.6
小梨町	197	98	99	68	7.41	6.3	26.6
下野町	3,737	1,779	1,958	1,241	14.10	11.9	265.0
吉名町	3,700	1,720	1,980	1,364	9.92	8.4	373.0
（竹原）	11,625	5,379	6,246	4,562	6.76	5.7	1,719.7
竹原町	4,258	1,961	2,297	1,593	10.31	8.7	256.2
中央	1,542	707	835	684			
本町	2,082	959	1,123	848			
田ノ浦	863	387	476	348			
港町	1,472	674	798	548			
塩町	1,408	691	717	541	7.56	6.4	766.3
高崎町	1,430	687	743	482			
福田町	1,211	591	620	464	7.56	6.4	766.3
（忠海）	5,793	2,705	3,088	2,319			
忠海町	18	5	13	18			
忠海長浜	559	303	256	246			
忠海床浦	1,382	654	728	535			
忠海中町	1,586	700	886	619	9.01	6.4	766.3
忠海東町	2,248	1,043	1,205	901			
合計	31,935	14,977	16,958	11,956	118.30	100	270.0

（平成12年10月1日現在）

資料：平成12年国勢調査

（4）道路網の状況

本市の道路網は，山陽自動車道が北部を東西に走っている。また，山陽自動車道と平行して，一般国道2号が東西の主要幹線を形成している。また，沿岸部の東西には一般国道185号が形成され，市の中心部から南北に一般国道432号

が形成され、交通の要衝となっている。

(5) 鉄道，空港，港湾の状況

ア 鉄道は、関西、九州を結ぶ主要幹線として山陽新幹線が北部の東西に走っている。また、沿岸部に呉線が走って、各地域を連絡している。

イ 空港は、広島空港が市と隣接している三原市本郷町にある。3,000mの滑走路、9つのスポットを有するエプロンや最新鋭の設備とともに、31,000 m²の旅客ターミナルビル、3,900 m²の貨物ターミナル施設を備えた中国・四国地方最大級の空港である。

ウ 港湾について、本市は瀬戸内海に開けた都市であり、竹原港は物資の輸送のみならず市民の通勤・通学などに広く利用されている。

(6) 自衛隊施設等の状況

自衛隊施設は、陸上自衛隊中部方面隊第13旅団が海田町に所在し、海上自衛隊は呉地方総監部、第1潜水隊群司令部、第4護衛隊群司令部及び練習艦隊司令部が呉市に、また幹部候補生学校及び第1術科学校が江田島市に所在している。

(7) 石油コンビナート施設の状況

石油コンビナート等特別防災区域には、市内には所在しないが、県内では、福山市、江田島市及び大竹市の一部が指定されている。

(8) 原子力発電所の状況

本市に原子力発電所は所在しないが、島根県松江市鹿島町に中国電力島根原子力発電所が立地している。また、愛媛県伊方町には、四国電力伊方発電所が立地している。

第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、以下のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急処理事態を対象とする。

1 武力攻撃事態

市国民保護計画においては、武力攻撃事態として、以下に掲げる4類型を対象として想定する。

着上陸侵攻

〔特徴〕

- ・ 一般に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。また、敵国による船舶、戦闘機の集結の状況、我が国へ侵攻する船舶等の方向等を勘案して、武力攻撃予測事態において住民の避難を行うことも想定される。
- ・ 船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすいと考えられる。
- ・ 航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が目標となる可能性が高く、当該空港が上陸用の小型船舶等の接岸容易な地域と近接している場合には特に目標となりやすいと考えられる。なお、着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。
- ・ 主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、石油コンビナートなど、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。

ゲリラや特殊部隊による攻撃

〔特徴〕

- ・ 警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、敵もその行動を秘匿するためあらゆる手段を使用することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。そのため、都市部の政治経済の中核、鉄道、橋りょう、ダム、原子力関連施設などに対する注意が必要である。
- ・ 少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。したがって、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定され、例えば原子力発電所が攻撃された場合には被害の範囲が拡大するおそれがある。また、ダーティボムが使用される場合がある。

弾道ミサイル攻撃

〔特徴〕

- ・ 発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。さらに、極めて短時間で我が国に着弾することが予想され、弾頭の種類（通常弾頭又

はNBC弾頭)を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。

- ・ 通常弾頭の場合には、NBC弾頭の場合と比較して、被害は極限され、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。

航空攻撃

〔特徴〕

- ・ 弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また、攻撃目標を特定することが困難である。
- ・ 航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば都市部が主要な目標となることも想定される。また、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。
- ・ なお、航空攻撃はその意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。
- ・ 通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。

2 緊急対応事態

市国民保護計画においては、緊急対応事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

(1) 攻撃対象施設等による分類

危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

- ・ 原子力事業所等の破壊

〔被害の概要〕 大量の放射性物質等が放出され、周辺住民が被ばくする。汚染された飲食物を摂取した住民が被ばくする。

- ・ 隣接県の危険施設等の破壊
- ・ 石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破

〔被害の概要〕 爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。

- ・ 危険物積載船への攻撃

〔被害の概要〕 危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が生ずる。

- ・ ダムの破壊

〔被害の概要〕 ダムが破壊された場合には、下流に及ぼす被害は多大なものとなる。

多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

- ・ 大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破

〔被害の概要〕 爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。

・列車等の爆破

(2) 攻撃手段による分類

多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

・ダーティボム等の爆発による放射能の拡散

〔被害の概要〕 ダーティボムの爆発による被害は、爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害等である。また、ダーティボムの放射線によって正常な細胞機能が攪乱されると、後年、ガンを発症することもある。

・炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布

〔生物剤による攻撃の被害の概要〕 生物兵器の被害の特徴と同様である。

・市街地におけるサリン等化学剤の大量散布

〔化学剤による攻撃の被害の概要〕 化学兵器の被害の特徴と同様である。

・水源地に対する毒素等の混入

破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

・航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ

〔被害の概要〕 主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想される。

爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。

NBC 攻撃による被害の概要

核兵器等

核兵器を用いた攻撃（以下「核攻撃」という。）による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって、その後は放射線降下物や中性子誘導放射能（物質に中性子線が放射されることによって、その物質そのものが持つようになる放射能）による残留放射線によって生ずる。核爆発によって熱線、爆風及び初期核放射線が発生し、物質の燃焼、建造物の破壊、放射能汚染の被害を短時間にもたらす。残留放射線は、爆発時に生じた放射能をもった灰（放射性降下物）からの放射線と、初期核放射線を吸収した建築物や土壌から発する放射線に区分される。このうち及びは、爆心地周辺において被害をもたらすが、の灰（放射性降下物）は、爆心地付近から降下し始め、逐次風下方向に拡散、降下して被害範囲を拡大させる。このため、熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対する医療が必要となる。

生物兵器

生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。

生物剤による被害は、使用される生物剤の特性、特にヒトからヒトへの感染力、ワクチンの有無、既に知られている生物剤が否か等により被害の範囲が異なるが、ヒトを媒体とする生物剤による攻撃が行われた場

合には、二次感染により被害が拡大することが考えられる。

化学兵器

一般に化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほうように広がる。また、特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1 市における組織・体制の整備

国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各部課における平素の業務、職員の参集基準等について定める。

1 市の各部課等における平素の業務

市の各部課は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備のための業務を行うものとする。

【市の各部課等における平素の業務】

各部課名	平素の業務
総務部総務課	<ol style="list-style-type: none">1 国民保護協議会の運営に関する事2 国民保護対策本部に関する事3 国民保護措置の準備に関する事4 国民保護に関わる関係機関との連絡調整に関する事5 避難実施要領の策定に関する事6 物資及び資材の備蓄等に関する事7 国民保護措置に関する訓練・啓発に関する事8 警報の伝達等、避難の指示の伝達等及び緊急通報の伝達等に関する事9 避難施設の指定に関する事10 安否情報の収集体制の整備に関する事11 職員の服務、給与に関する事12 市議会に関する事13 特殊標章等の交付に関する事14 職員の動員、派遣要請、受入れに関する事15 職員の食料の供給、救援及び補償に関する事16 漂流物に関する事17 避難住民の運送（バス、鉄道）並びに避難住民及び緊急物資の運送の総括に関する事
総務部企画政策課	<ol style="list-style-type: none">1 広報に関する事2 報道機関との連絡調整に関する事3 市の行政運営に関する事4 市が必要とする事務の委託に関する事

総務部財政課	<ul style="list-style-type: none"> 1 公有財産の管理，運用，調査に関する事 2 国民保護措置関係予算その他財務に関する事 3 国民保護措置の実施に要する費用の出納及び物品の調達に関する事
総務部税務課	<ul style="list-style-type: none"> 1 市税その他の徴収金（使用料等）に関する事
民生部市民生活課 （協働のまちづくり推進室含）	<ul style="list-style-type: none"> 1 廃棄物処理に関する事 2 ボランティア等の支援に関する事 3 環境汚染事故に関する事 4 自主防災組織との連絡調整に関する事
民生部福祉保健課	<ul style="list-style-type: none"> 1 避難施設の運営体制の整備に関する事 2 高齢者，障害者等の安全確保及び支援体制の整備に関する事 3 医療，医薬品等の供給体制の整備に関する事 4 保健衛生に関する事 5 感染症及び防疫に関する事 6 国民保護法に基づく救援の実施に係る措置に関する事 7 医療の確保に関する事
民生部社会福祉課	<ul style="list-style-type: none"> 1 赤十字標章等の交付等に関する事 2 義援金品等の収配等に関する事 3 社会福祉施設に関する事 4 他部課に属しない生活支援及び保護に関する事
民生部人権推進室	<ul style="list-style-type: none"> 1 人権尊重の理念の普及・啓発に関する事 2 国際人道法の普及・教育に関する事
建設産業部産業文化課 （観光文化室含）	<ul style="list-style-type: none"> 1 商工労働団体，農林水産業団体との連絡調整に関する事 2 災害資金等の融資に関する事 3 家畜伝染病予防及び防疫に関する事 4 農業協同組合及び農業共済に関する事 5 農地，農業用施設に関する事 6 林業用施設，林産物に関する事 7 山地，治山施設に関する事 8 漁港施設等の把握，対策に関する事 9 林道状況の把握，対策に関する事 10 文化施設等の保全に関する事
建設産業部建設課 （用地室含）	<ul style="list-style-type: none"> 1 道路，橋梁状況の把握，対策に関する事 2 特殊車両に関する事 3 河川，海岸，ダム，砂防，急傾斜地等の把握，対策に関する事 4 土木関係災害対策資材及び機械の調達，あっせんに関する事 5 港湾施設の把握，対策に関する事 6 避難住民及び緊急物資の運送（旅客船及び内航貨物船）に関する事
建設産業部都市整備課	<ul style="list-style-type: none"> 1 市街地状況，公園緑地施設の把握，対策に関する事 2 建築制限，緩和に関する事

(区画整理室含)	3 市営住宅に関すること 4 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の支援に関すること
建設産業部下水道課	1 公共下水道に関すること
水道課	1 飲料水に関すること 2 工業用水道及び水道用供給施設の運営・保全対策に関すること
教育委員会	1 教育施設等の保全，避難施設の確保に関すること 2 公立学校等への警報の伝達体制整備に関すること 3 公立学校等の児童，生徒の避難及び安全確保に関すること 4 公立学校等の児童，生徒の応急教育及び学用品の供与に関すること 5 公立学校の児童，生徒に対する啓発について 6 教育関係義えん金品に関すること 7 教育委員会関係災害の情報収集及び被害調査に関すること
消防本部	1 武力攻撃災害への対処に関すること（救急・救助を含む） 2 住民の避難誘導に関すること 3 危険物質の保安対策に関すること 4 市の消防事務に関すること

2 市職員の参集基準等

(1) 職員の迅速な確保

武力攻撃災害が発生し，又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため，武力攻撃事態等に対処するために必要な職員を迅速に確保できる体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の確立

武力攻撃等が発生した場合において，事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため，24時間即応可能な体制を確保する。

(3) 市の体制及び職員の参集基準等

事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため，次の体制を整備するとともに，その参集基準を定める。

【職員参集基準】

事態の状況	体制	基準	役割	参集
事態認定前	国民保護担当室	国内で武力攻撃事態等の認定に繋がる可能性のある事案が発生するなどし、情報収集等の対応が必要な場合で、総務部長が必要があると認めた場合	情報収集	総務部総務課 職員数名
	国民保護対策連絡室	市内で武力攻撃事態等の認定に繋がる可能性のある事案が発生するなどし、市長が設置の必要があると認めた場合	情報収集，応急対策，予防対策	室長：副市長 室次長：総務部長 室員：各部課長等
国において武力攻撃事態等の認定が行われたが、本市に対策本部設置の指定に係る通知がない場合				
事態認定後	市国民保護対策本部	本市に対策本部設置の指定に係る通知があった場合	国民保護措置の実施	全職員

(4) 幹部職員等への連絡手段の確保

市の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話、衛星電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

市の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、市対策本部長の代替職員については、以下のとおりとする。

【市対策本部長の代替職員】

名称	代替職員(第1順位)	代替職員(第2順位)	代替職員(第3順位)
市長	副市長	総務部長	民生部長

(6) 職員の服務基準

市は、(3)の体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を定める。

(7) 市は、防災に関する体制を活用しつつ、市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という。）を設置した場合においてその機能が確保されるよう、以下の項目について定める。

交代要員の確保その他職員の配置
食料，燃料等の備蓄
自家発電設備の確保
仮眠設備等の確保等

3 消防機関の体制

(1) 消防本部及び消防署における体制

消防本部及び消防署は，市における参集基準等と同様に，消防本部，消防署等における初動体制を整備するとともに，職員の参集基準を定めることとされている。その際，市は，消防本部及び消防署における 24 時間体制の状況を踏まえ，特に初動時における消防本部及び消防署との連携を図り，一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

(2) 消防団の充実・活性化の推進

市は，消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ，県と連携し，地域住民の消防団への参加促進，消防団に係る広報活動，全国の先進事例の情報提供，施設及び設備の支援等の取組を積極的に行い，消防団の充実・活性化を図る。

また，県と連携し，消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに，国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに，消防本部及び消防署における参集基準等を参考に，消防団員の参集基準を定める。

4 国民の権利利益の救済に係る手続等

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

武力攻撃事態等が発生した場合には，国民保護措置の実施に伴う損失補償，国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済にかかる手続を迅速に処理するため，市民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し，手続項目ごとに，以下のとおり担当部課を定める。

また，必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより，国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

		担当部課
損失物質 (法 159 条第 1 項)	特定物資の収用に関する事。(法第 81 条第 2 項)	民生部
	特定物資の保管命令に関する事。(法第 81 条第 3 項)	民生部
	土地等の使用に関する事。(法第 82 条)	総務部
	応急公用負担に関する事。(法第 113 条第 1 項・5 項)	各課
損害補償 (法第 160 条)	国民への協力要請によるもの。 (法第 70 条第 1・3 項, 80 条第 1 項, 115 条第 1 項, 123 条第 1 項)	各課
不服申立てに関する事。(法第 6 条, 175 条)		各課
訴訟に関する事。(法第 6 条, 175 条)		各課

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

国民の権利利益の救済の手続に関連する文書(公用令書の写し,協力の要請日時,場所,協力者,要請者,内容等を記した書類等)は,市文書事務取扱規程等の定めるところにより,適切に保存する。また,国民の権利利益の救済を確実にを行うため,武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐための配慮を行う。

これらの手続に関連する文書について,武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申し立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第2 関係機関との連携体制の整備

国民保護措置を実施するに当たり，国，県，他の市町，指定公共機関，指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため，以下のとおり，関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう，防災のための連携体制も活用し，関係機関との連携体制を整備するものとする。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

市は，国，県，他の市町，指定公共機関及び指定地方公共機関の関係連絡先を把握するとともに，関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図るものとする。

(3) 関係機関相互の意思疎通

関係機関による意見交換の場を設けること等により，関係機関の意思疎通を図るものとする。

2 県との連携

(1) 県の連絡先の把握等

市は，緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署（担当部局名，所在地，電話（FAX）番号，メールアドレス等）について把握するとともに，定期的に更新を行い，国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう，県と必要な連携を図る。

(2) 県との情報共有

警報の内容，避難方法や救援を行う場合の経路，運送手段，武力攻撃の状況等に関し，県との間で緊密な情報の共有を図る。

(3) 市国民保護計画の県への協議

県との国民保護計画の協議を通じて，県の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 県警察との連携

市が管理する道路について，武力攻撃事態において，道路の通行禁止措置等に

関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう，県警察と必要な連携を図る。

3 近接市町との連携

(1) 近接市町との連携

近接市町の連絡先，担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに近接市町相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや，防災に関し締結されている市町間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により，武力攻撃災害の防御，避難の実施体制，物資及び資材の供給体制等における近接市町相互間の連携を図る。

(2) 消防機関の連携体制の整備

消防機関の活動が円滑に行われるよう，近接市町の消防機関との応援体制の整備を図るとともに，必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により，消防機関相互の連携を図る。また，消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し，相互応援体制の整備を図る。

4 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握等

区域の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに，指定公共機関等の連絡先，担当部署等について，事前に把握しておく。

(2) 医療機関との連携

事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに，災害拠点病院，救命救急センター，医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて，緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

(3) 関係機関との協定の締結等

関係機関から物資及び資材の供給について必要な協力が得られるよう，防災のために締結されている協定の見直しを行うなど，防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

5 ボランティア団体等に対する支援

(1) 自主防災組織に対する支援

自主防災組織及び自治会等のリーダー等に対する研修等を通じて国民保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を促進し，その充実を図るとともに，自主防災組織等相互間，消防団及び市等との間の連携が図られるよう配慮する。また，

国民保護措置についての訓練の実施を促進し，自主防災組織等が行う消火，救助，救援等のための施設及び設備の充実を図る。

(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

防災のための連携体制を踏まえ，日本赤十字社，社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り，武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるように努める。

第3 通信の確保

武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには，非常通信体制の整備等の通信の確保が重要であることから，以下のとおり，非常通信体制の整備等について定める。

(1) 非常通信体制の整備

国民保護措置の実施に関し，非常通信体制の整備，応急対策等重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし，自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として，関係省庁や電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

(2) 非常通信体制の確保に当たっての留意事項

武力攻撃災害発生時においても情報の収集，提供を確実にを行うため，情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど，情報収集，連絡体制の整備に努める。

また，非常通信体制の確保に当たっては，自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに，以下の事項に十分留意し，その運営・管理，整備等を行う。

施設 ・ 設備 面	・非常通信設備等の情報通信手段の施設について，非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え，複数の情報伝達手段の整備（有線・無線化，地上系・衛星系による伝送路の多ルート化等），関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
	・無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワークの間の連携を図る。
	・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう，国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。

運 用 面	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに，平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え，通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した，非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・通信訓練を行うに当たっては，地理的条件や交通事情等を想定し，実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で，地域住民への情報の伝達，避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし，訓練終了後に評価を行い，必要に応じ体制等の改善を行う。
	<ul style="list-style-type: none"> ・無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し，武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに，関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線，消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・担当職員の役割・責任の明確化を図るとともに，職員担当者が被害を受けた場合に備え，円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・国民に情報を提供するに当たっては，防災行政無線，広報車両等を活用するとともに，高齢者，障害者，外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い，体制の整備を図る。

第4 情報収集・提供等の体制整備

武力攻撃事態等において，国民保護措置に関する情報提供，警報の通知及び伝達，被災情報の収集・報告，安否情報の収集・整理等を行うため，情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について，以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

武力攻撃等の状況，国民保護措置の実施状況，被災状況その他の情報等を収集又は整理し，関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては，防災における体制を踏まえ，効率的な情報の収集，整理及び提供や，武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

(3) 情報の共有

国民保護措置の実施のため必要な情報の共有，蓄積及び更新に努めるとともに，これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう，情報セキュリティ等に留意しながらデータベース化等に努める。

2 警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達体制の整備

市は，知事から警報の通知があった場合の住民及び関係団体に伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに，住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図るものとする。この場合において，民生委員や社会福祉協議会，国際交流協会等との協力体制を構築するなど，高齢者，障害者，外国人等に対する伝達に配慮する。

(2) 防災行政無線の整備

武力攻撃事態等における迅速な警報の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備を図る。また，デジタル化の推進や可聴範囲の拡大を図るとともに，全国瞬時警報システムの整備に努める。

(3) 県警察との連携

武力攻撃事態等において，住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう，県警察との協力体制を構築する。また，必要に応じて海上保安部等（呉海上保安部及び木江分室をいう。以下同じ。）との協力体制を構築する。

(4) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音（平成 17 年 7 月 6 日付け消防運第 17 号国民保護運用室長通知「国民保護に係る警報のサイレンについて（通知）」）については，訓練や視聴放送等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

(5) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は，県から警報の通知を受けたときに市長が迅速に警報の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校，病院，駅，大規模集客施設，大規模集合住宅その他の多数の者が利用又は居住する施設について，県との役割分担も考慮して定める。

(6) 民間事業者からの協力の確保

市は，県と連携して，特に，昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が，警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう各種の取り組みを推進する。

その際，先進的な事業者の取り組みを PR すること等により，協力が得られや

すくなるような環境の整備に努める。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の種類、収集及び報告の様式

避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令(平成17年総務省令第44号。以下「安否情報省令」という。)第1条に規定する様式第1号及び第2号により収集を行い、第2条に規定する様式第3号の安否情報報告書の様式により県に報告することとする。

【収集・報告すべき事項】

1 避難住民(負傷した住民も同様)

氏名

フリガナ

出生の年月日

男女の別

住所

国籍

～ のほか、個人を識別するための情報(前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。)

負傷(疾病)の該当

負傷又は疾病の状況

現在の居所

連絡先その他必要情報

親族・同居者への回答の希望

知人への回答希望

親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意

2 死亡住民

(上記 ～ に加えて)

死亡の日時、場所及び状況

遺体が安置されている場所

連絡先その他必要状況

～ , ～ の親族・同居者・知人以外の者への回答の同意

様式第1号(第1条関係)

安否情報収集様式(避難住民・負傷住民)

記入日時(年 月 日 時 分)

氏名	
フリガナ	
出生の年月日	年 月 日
男女の別	男 女
住所(郵便番号を含む。)	
国籍	日本 その他()
その他個人を識別するための情報	
負傷(疾病)の該当	負傷 非該当
負傷又は疾病の状況	
現在の居所	
連絡先その他必要情報	
親族・同居者からの照会があれば、～を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、で囲んで下さい。	回答を希望しない
知人からの照会があれば～を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は～を囲んで下さい。	回答を希望しない
～を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかで囲んでください。	同意する 同意しない
備考	

(注1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記～の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援(物資、医療の提供等)や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

(注3) 「出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

(注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

様式第2号(第1条関係)

安否情報収集様式(死亡住民)

記入日時(年 月 日 時 分)

氏名	
フリガナ	
出生の年月日	年 月 日
男女の別	男 女
住所(郵便番号を含む。)	
国籍	日本 その他()
その他個人を識別するための情報	
死亡の日時, 場所及び状況	
遺体が安置されている場所	
連絡先その他必要情報	
～を親族・同居者・知人以外の者から 照会に対する回答することへの同意	同意する 同意しない
備考	

(注1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記の意向に沿って同法95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援(物資、医療の提供等)や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

(注3) 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

(注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄に御記入願います。

の同意回答者		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

(注5) の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

(2) 安否情報収集のための体制整備

収集した安否情報を円滑に整理，報告及び提供することができるよう，あらかじめ，市における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等をあらかじめ定めるとともに，職員に対し，必要な研修・訓練を行う。また，県の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行う。

(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

安否情報の収集を円滑に行うため，医療機関，諸学校，大規模事業所等安否情報を保有し，収集に協力を求める可能性のある関係機関について，既存の統計資料等に基づき，所在等についてあらかじめ把握する。

4 被災情報の収集・報告に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

被災情報の収集，整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため，あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに，必要な体制の整備を図る。

(2) 担当者の育成

市は，あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し，情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

(3) 被災情報収集のための準備

市は，収集した被災情報の報告を，県が消防庁に報告する次頁の様式に準じて行う。

【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した による被害（第 報）						
平成 年 月 日 時 分 竹 原 市						
1 武力攻撃災害が発生した日時，場所（又は地域）						
(1)発生日時 平成 年 月 日						
(2)発生場所 竹原市 A丁目B番C号						
2 発生した武力攻撃災害の状況の概要						
3 人的・物的被害状況						
人的被害				住家被害		その他
死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	その他
		重傷	軽傷			
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)	

可能な場合，死者について，死亡の年月日，性別，年齢及び死亡時の概況を1人ずつ記入してください。

年月日	性別	年齢	概 況

第5 研修及び訓練

市は，住民の生命，身体及び財産を保護する責務を有していることから，研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに，実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。このため，市における研修及び訓練のあり方について必要な事項を，以下のとおり定める。

1 研修

(1) 研修機関における研修の活用

市は，国民保護の知見を有する職員を育成するため，広島県自治総合研修センター，消防学校等の研修機関の研修課程を有効に活用し，職員の研修機会を確保する。

(2) 外部有識者等による研修

職員等の研修の実施に当たっては、国、県等が作成する教材資料等を活用するとともに、国、県の職員、危機管理に関する知見を有する自衛隊、警察、消防等の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

2 訓練

(1) 訓練の実施

市は、近隣市町、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、消防、県警察、海上保安部等、自衛隊等との連携を図る。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実働訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練等を実施する。

市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市対策本部設置運営訓練

被災情報・安否情報に係る情報収集訓練及び警報・避難の指示等の伝達訓練
避難・救援訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。

国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、特に高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への的確な対応を図られるよう留意する。

訓練実施後は、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。

住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。

学校、病院その他の多数の者が利用する施設の管理者に対し、警報の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。

県警察と連携し、訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第2章 避難及び救援に関する平素からの備え

避難及び救援に関する平素からの備えに関する必要な事項について、以下のとおり定める。

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の準備

迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、市の地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等の必要な基礎的資料を準備する。

(2) 隣接する市町との連携の確保

市の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3) 高齢者、障害者等災害時要援護者への配慮

避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、自治会や自主防災組織等の地域住民に協力を求めるなど、災害時要援護者の避難対策を講じる。

(4) 民間事業者からの協力の確保

避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

(5) 学校や事業所との連携

市は、学校における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。また、大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

2 避難実施要領のパターンの作成

市は、関係機関と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、季節の別、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞や発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

3 救援に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の準備

迅速かつ適切に救援に関する措置を実施できるよう、市内の収容施設、関係医療機関等のデータベース、備蓄物資のリスト等の必要な基礎的資料を準備する。

(2) 県との調整

市は、県から救援の一部の事務を行うこととされた場合や県の行う救援を補助する場合にかんがみて、救援の活動内容や県との役割分担等について、あらかじめ県と調整しておく。

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

市は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力の把握

県が保有する市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力に関する情報を把握する。

(2) 輸送施設に関する情報の把握

市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、道路、鉄道等の輸送施設に関する情報について把握する。

(3) 輸送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する市の区域に係る輸送経路の情報を共有する。

【島における留意事項】

市は、国から示された「離島の住民の避難に係る運送事業者の航空機や船舶の使用等についての基本的な考え方」(平成17年12月19日閣副安危第498号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官(事態法制企画担当)通知、国政調第169号国土交通省性政策統括官(危機管理担当)通知)を踏まえ、可能な限り全住民の避難を視野に入れた体制を整備するものとする。この場合において、市は、県及び指定地方公共機関との連携協力を努めるとともに、以下に掲げる情報を把握するものとする。

【全住民の避難を想定した場合に把握しておくべき情報】

島の全住民を避難させた場合に必要となる輸送手段

想定される避難先までの輸送経路

島外からの輸送手段を受け入れる場合の受入体制

島内にある港湾までの輸送体制 など

5 避難施設の指定への協力

県が行う避難施設の指定に際しては、必要な情報を提供するなど県に協力する。
また、県が指定した避難施設に関する情報を県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。

6 生活関連等施設の把握等

市は、市内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡体制を整備する。

また、安全確保の留意点に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

第3章 物資・資材の備蓄，整備及び点検

国民保護措置の実施に必要な物資・資材の備蓄，整備及び点検について，以下のとおり定める。

1 国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄，整備

(1) 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については，従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから，可能であるものについては，原則として，国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに，武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について，備蓄し，又は調達体制を整備する。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる科学防護服や放射線測定装置等の資機材については，国がその整備や整備に努めることとされ，また，安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては，国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており，市としては，国及び県の整備の状況等も踏まえ，県と連携しつつ対応する。

(3) 県との連携

国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について，県と連携して対応する。

また，武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても，国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう，他の市町等や事業者等との間で，その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど，必要な体制を整備する。

2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

国民保護措置の実施も念頭におきながら，その管理する施設及び設備について，整備し，又は点検する。

(2) ライフライン施設の機能の確保

市が管理する上下水道施設等のライフライン施設について，自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ，系統の多重化，拠点の分散，代替水源，代替施設

の整備等による代替性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

武力攻撃災害により市管理施設が被害を受けた場合、その復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図るよう努める。

第4章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法

市は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの講演会等を実施する。また、高齢者、障害者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携を図る。

(2) 学校における教育

市教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報事務、不審物等を見つけた場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料に基づき、住民に対し周知を図る。

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生したり，建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には，当初，その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ，市は，武力攻撃事態や緊急対処事態の認定が行われる前の段階においても，住民の生命，身体及び財産の保護のために，現場において初動的な被害への対処が必要となる。

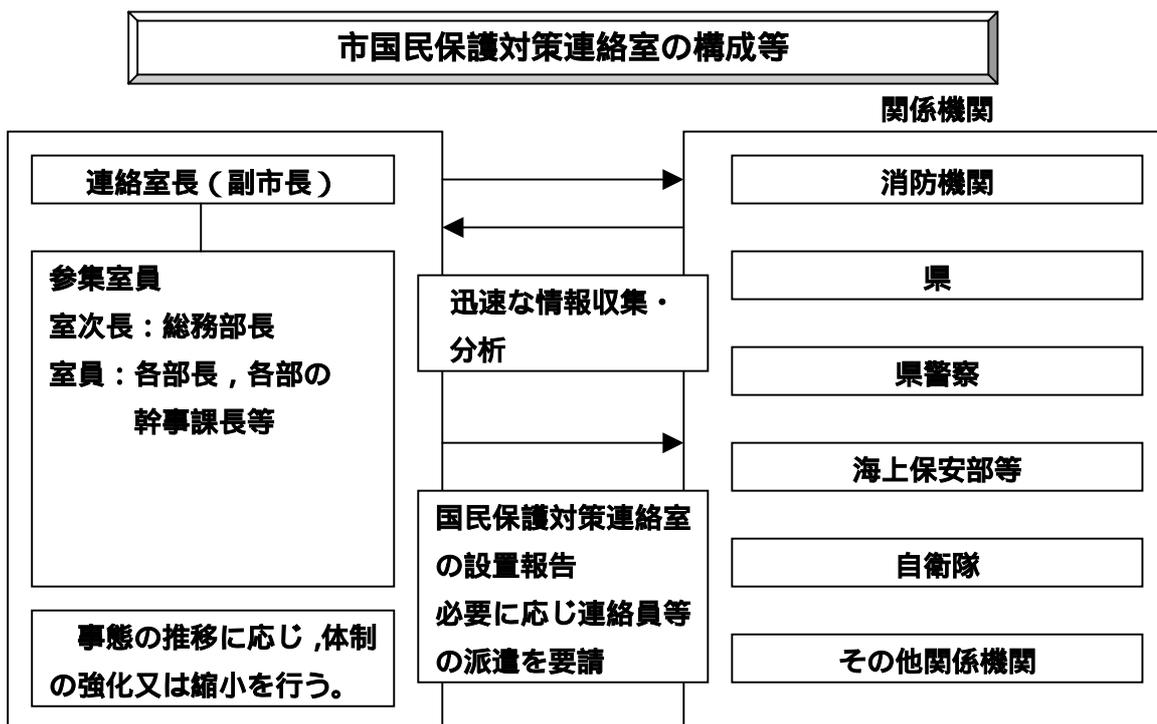
また，他の市町において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても，事案発生時に迅速に対応できるよう，即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

このため，初動体制を確立し，関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して，その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことが極めて重要となることから，政府による事態認定の前の段階等における市の初動体制について，以下のとおり定める。

1 竹原市国民保護対策連絡室の設置及び初動措置

(1) 竹原市国民保護対策連絡室の設置

市長は，現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては，速やかに，県及び県警察に連絡を行うとともに，市としての確かつ迅速に対処するため，「竹原市国民保護対策連絡室（以下，「市国民保護対策連絡室」という。）」を設置する。市国民保護対策連絡室は，市対策本部員のうち，副市長を室長として，国民保護担当部課長などにより構成する。



事態が発生したことに伴い、市国民保護対策連絡室を設置したときは、直ちに事案の発生について、県に連絡する。

市国民保護対策連絡室は、県警察、消防、海上保安部等、自衛隊等の関係機関を通じて情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、市国民保護対策連絡室を設置した旨について、県へ報告する。

(2) 市国民保護対策連絡室における初動措置

市は、「市国民保護対策連絡室」において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。また、市長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。

市は、警察官職務執行法に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

また、政府による事態認定がなされ、市に対し、市対策本部の設置の指定がない場合においては、市長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請などの措置等を行う。

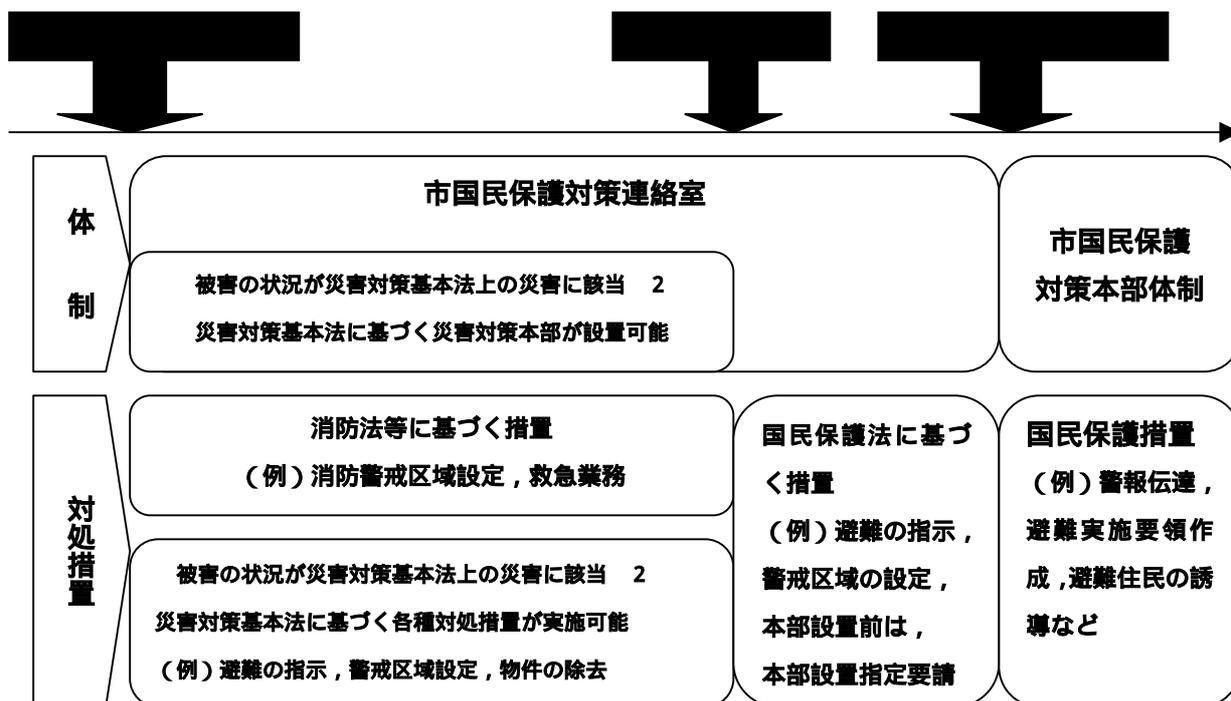
(3) 関係機関への支援の要請

市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県の関係機関や他の市町等に対し支援を要請する。

2 市対策本部に移行する場合の調整

市国民保護対策連絡室を設置した後に政府において事態認定が行われ、市に対し、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合については、直ちに市対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、市国民保護対策連絡室は廃止する。

市対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置が講じられている場合には、すでに講じられた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとする。



- 1 事態認定と本部設置指定は、同時の場合も多いと思われるが、事態に応じて本部設置する場合は、事態認定と本部設置指定のタイミングがずれることになる。
- 2 災害対策基本法上の災害とは、自然災害のほか、大規模な火災・爆発、放射性物質の大量放出、船舶等の事故等とされている。

3 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

市は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが市に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、担当室体制を立ち上げ、又は、市国民保護対策連絡室を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、市長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、市の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

第2章 市対策本部の設置等

市対策本部を迅速に設置するため、市対策本部を設置する場合の手順や市対策本部の組織等について、以下のとおり定める。

1 市対策本部の設置

(1) 市対策本部を設置の手順

市対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

市対策本部を設置すべき市の指定の通知

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び県知事を経由して市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。

市長による市対策本部の設置

指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置する。

また、市長は、市対策本部を設置したときは、市議会に市対策本部を設置した旨を連絡する。

（ 事前に市国民保護対策連絡室を設置していた場合は、市対策本部に切り替えるものとする。）

市対策本部員及び市対策本部職員の参集等

市対策本部事務局職員は、市対策本部員、市対策本部職員等に対し、災害時緊急連絡網を活用し、市対策本部に参集するよう連絡する。

また、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する。

交代要員等の確保

市対策本部の設置が長期化した場合においても市対策本部の機能を維持するため交代要員の確保に配慮する。また、食料、燃料、自家発電設備及び仮眠場所の確保等に配慮するものとする。

本部の代替機能の確保

市対策本部が被災した場合等市対策本部を市庁舎内に設置できない場合に備え、市対策本部の予備施設をあらかじめ指定する。

また、市の区域外への避難が必要で、市の区域内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。

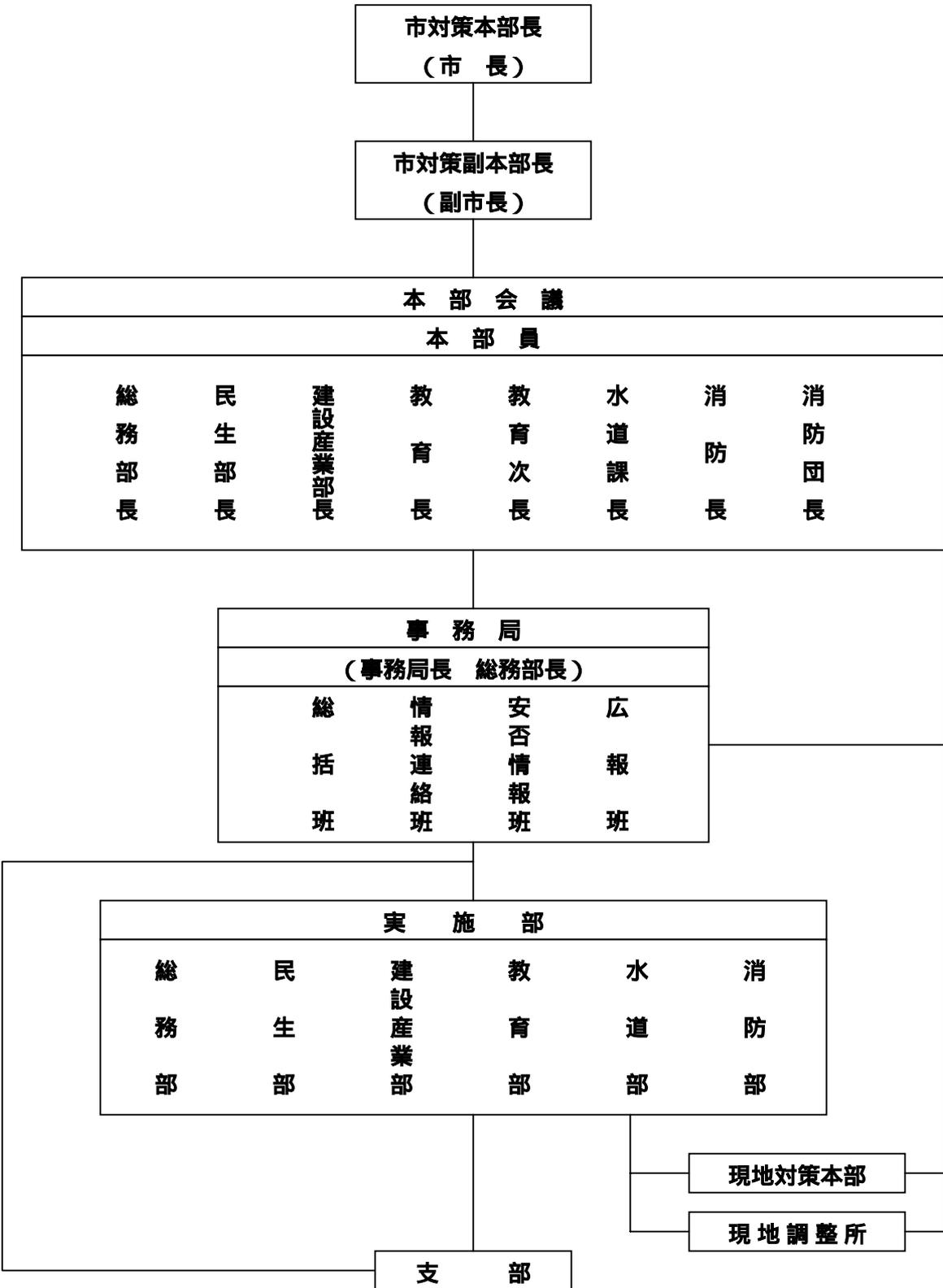
(2) 市対策本部を設置すべき市の指定の要請等

市長は、市が市対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

(3) 市対策本部の組織構成及び機能

市対策本部の組織構成及び機能は以下のとおりとする。

竹原市国民保護対策本部組織図



【市対策本部長の補佐機能】

	機 能
総括班	<ul style="list-style-type: none"> ・市対策本部会議の運営に関する事項 ・情報連絡班が収集した情報を踏まえた市対策本部長の重要な意思決定に係る補佐 ・市対策本部長が決定した方針に基づく各班に対する具体的な指示 ・市対策本部員や市対策本部職員のローテーション管理 ・市対策本部員の食料の調達等庶務に関する事項 ・市が行う国民保護措置に関する調整 ・他の市町に対する応援の求め，県への緊急消防援助隊の派遣要請及び受入等広域応援に関する事項 ・県を通じた指定行政機関の長等への措置要請，自衛隊の部隊等の派遣要請に関する事項
情報連絡班	<ul style="list-style-type: none"> ・以下の情報に関する国，県，他の市町等関係機関からの情報収集，整理及び集約 被災情報 避難や救援の実施状況 災害への対応状況 その他総括班等から収集を依頼された情報 ・市対策本部の活動状況や実施した国民保護措置等の記録 ・通信回線や通信機器の確保
安否情報班	<ul style="list-style-type: none"> ・安否情報に関する国，県，他の市町等関係機関からの情報収集，整理及び集約
広報班	<ul style="list-style-type: none"> ・被災状況や市対策本部における活動内容の公表，報道機関との連絡調整，記者会見等対外的な広報活動

(4) 国民保護対策支部の設置

市対策本部のもとに国民保護措置を実施する国民保護対策支部を置き，支部長に各支所長，出張所長をもって充てる。

(5) 市対策本部における広報等

市は，武力攻撃事態等において，情報の錯綜等による混乱を防ぐために，住民に対して適時適切な情報提供に努めるとともに，相談窓口を設置するなど，市対策本部における広報広聴体制を整備する。

(6) 市現地対策本部の設置

市長は，被災現場における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国，県等の対策本部との連絡及び調整等のため，現地での応急対策の必要があると認めるときは，市現地対策本部を設置する。

市現地対策本部長や市現地対策本部員は，市対策副本部長，市対策本部員その他

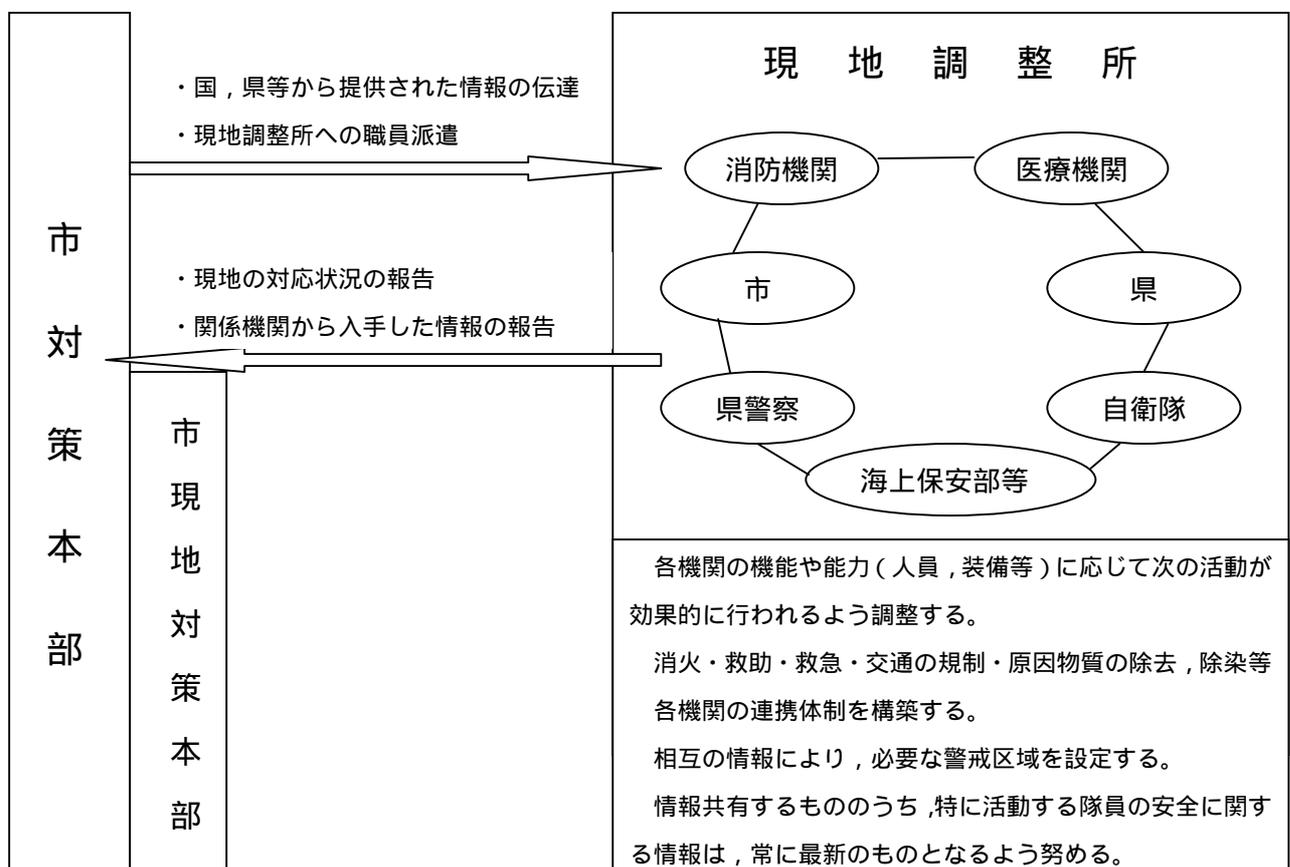
の職員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てる。

国民保護対策支部と市現地対策本部の関係

国民保護対策支部は、市対策本部実施部と連携して国民保護措置を実施する機関であるのに対して、現地対策本部は、現地での応急対策が必要な場合に設置するものである。

(7) 現地調整所の設置

市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（県、消防機関、県警察、海上保安部等、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、（又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、）関係機関との情報共有及び活動調整を行う。



(8) 市対策本部長の権限

市対策本部長は、国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

市の区域内の国民保護措置に関する総合調整

市対策本部長は、市の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため

必要があると認めるときは，市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

県対策本部長に対する総合調整の要請

市対策本部長は，県対策本部長に対して，県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。

また，市対策本部長は，県対策本部長に対して，国及び県並びに関係指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において，市対策本部長は，総合調整を要請する理由，総合調整に係る機関等，要請の趣旨を明らかにする。

情報の提供の求め

市対策本部長は，県の対策本部長に対し，市の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは，必要な情報の提供を求めることができる。

国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

市対策本部長は，総合調整を行うに際して，関係機関に対し，市の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求めることができる。

市教育委員会に対する措置の実施の求め

市対策本部長は，市教育委員会に対し，市の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において，必要な措置を講ずるよう求めることができる。

この場合において，市対策本部長は，措置の実施を要請する理由，要請する措置の内容等，当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(9) 市対策本部の廃止

市長は，内閣総理大臣から，総務大臣（消防庁）及び知事を経由して市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは，遅滞なく，市対策本部を廃止する。

2 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

携帯電話，衛星携帯電話，移動系防災行政無線等の移動系通信回線若しくは，インターネット，L G W A N（総合行政ネットワーク）等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により，市対策本部と市現地対策本部，要避難地域，避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省及び県にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

第3章 関係機関相互の連携

国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国・県の対策本部との連携

(1) 国・県の対策本部との連携

市は、県の対策本部及び、県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有等を行うこと等により密接な連携を図る。

(2) 国・県の現地対策本部との連携

市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断する場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

2 知事、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請

(1) 知事等への措置要請

市は、市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施する必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

市は、市の区域における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

(3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請等

(1) 自衛隊の部隊等の派遣要請等

市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。

市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第78条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条））により出動した部隊とも、市対策本部の連絡員等を通じて緊密な意思疎通を図る。

4 他の市町長等に対する応援の要求，事務の委託

(1) 他の市町長等への応援の要求

市長は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町長等に対して応援を求める。

応援を求める市町との間であらかじめ相互応援協定が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

(2) 県への応援の要求

市長は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

(3) 事務の一部の委託

国民保護措置の実施のため、事務又は事務の一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。

- ・委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
- ・委託事務に要する経費の支弁の方法、その他必要な事項

他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに議会に報告する。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

(1) 国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、指定行政機関の長若しく

は指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

- (2) (1)の要請を行うときは県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、あっせんを求める。

6 市の行う応援等

- (1) 他の市町に対して行う応援等

他の市町から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

他の市町から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を議会に報告するとともに、市は公示を行い、県に届け出る。

- (2) 指定公共機関又は指定地方公共機関の行う応援等

指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

7 ボランティア団体等に対する支援等

- (1) 自主防災組織に対する支援

自主防災組織に対する警報の内容の伝達、自主防災組織や自治会長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

- (2) ボランティア活動への支援等

武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。

また、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア

ア関係団体等と相互に協力し，被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握，ボランティアへの情報提供，ボランティアの生活環境への配慮，避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等における登録・派遣調整等の受け入れ体制の確保等に努め，その技能等の効果的な活用を図る。

(3) 民間からの救援物資の受入れ

市は，県や関係機関と連携し，国民，企業等からの救援物資について，受入れを希望するものを把握し，また，救援物資の受入れ，仕分け，避難所への配送等の体制の整備等を図る。

8 住民への協力要請

国民保護法の規定により，次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には，住民に対し，必要な援助についての協力を要請する。この場合において，要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

避難住民の誘導

避難住民等の救援

消火，負傷者の搬送，被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置

保健衛生の確保

第4章 警報及び避難の指示等

第1 警報の伝達等及び通知

武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の迅速かつ的確な伝達等及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達等及び通知に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 警報の伝達等

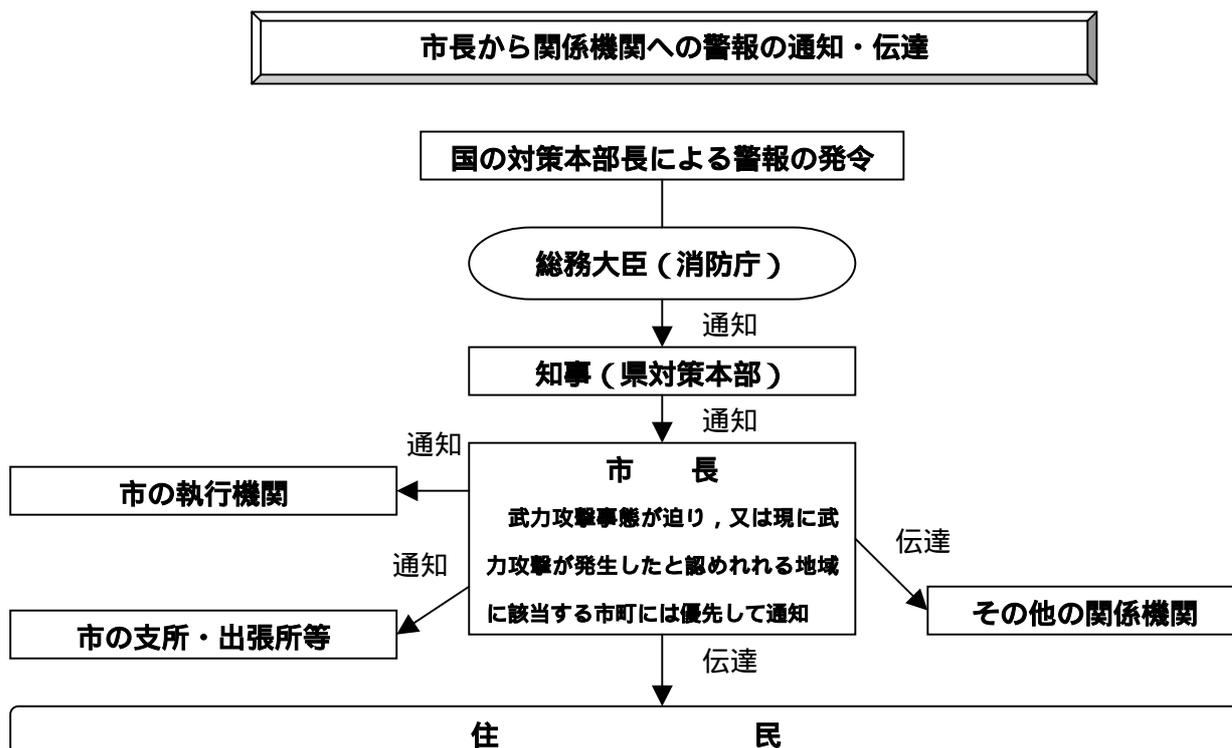
(1) 警報の内容の伝達

市は、県から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある国公私の団体（消防団、自治会、社会福祉協議会、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、商工会議所、青年会議所、病院、学校など）に警報の内容を伝達する。

(2) 警報の内容の通知

市は、市の他の執行機関その他の関係機関（教育委員会、保育所など）に対し、警報の内容を通知する。

市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページ（<http://www.city.takehara.hiroshima.jp/>）に警報の内容を伝達する。



2 警報の内容の伝達方法

(1) 警報の内容の伝達方法については、当面の間は、現在市が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。

「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合

この場合においては、原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知するものとする。

「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合

ア この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図るものとする。

イ なお、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。

また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼など、防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。

【全国瞬時警報システム（J-ALERT）を用いた場合の対応】

弾道ミサイル攻撃のように対処に時間的余裕がない事態については、全国瞬時警報システム（J - A L E R T）が整備され、瞬時に国から警報の内容が送信されることとなった場合には、消防庁が定めた方法により防災行政無線等を活用して迅速に住民へ警報を伝達することとする。

(2) 市長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。

この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や災害時要援護者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行われるように配慮する。

また、市は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

(3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、災害時要援護者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備

えられるような体制の整備に努める。

- (4) 警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする。その他は警報の発令の場合と同様とする。

3 緊急通報の通知及び伝達

緊急通報の住民や関係機関への通知・伝達方法については、原則として警報の通知・伝達方法と同様とする。

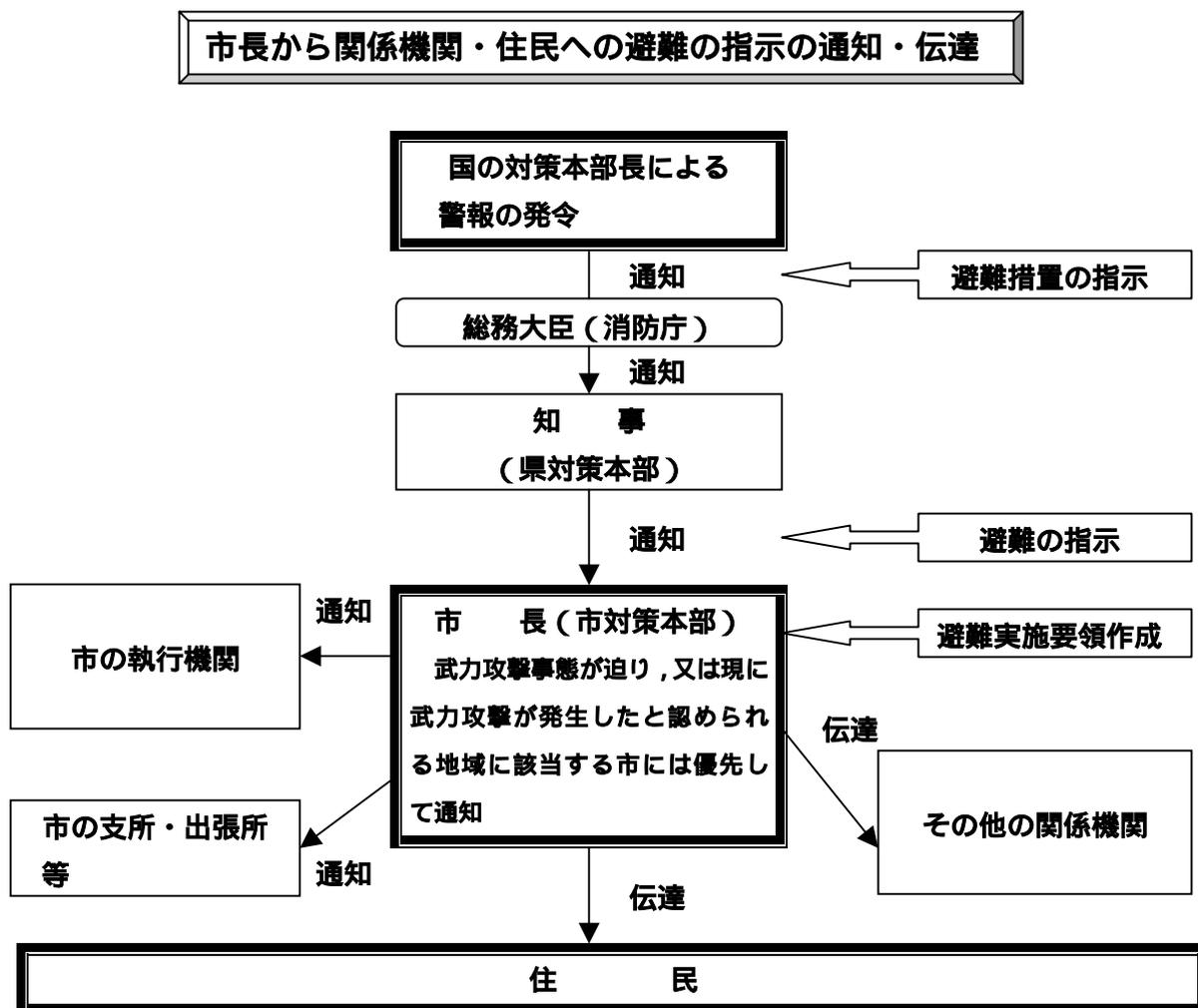
第2 避難住民の誘導等

市は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。市が住民の生命、身体及び財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

1 避難の指示の通知・伝達

市長は、知事が迅速かつ的確に避難の指示を行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。

市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を住民に対して迅速に伝達する。



市長は、避難の指示受領後、速やかに避難実施要領を作成し、上記と同様に通知・伝達を行う。

2 避難実施要領の策定

(1) 避難実施要領の策定

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部等、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

【避難実施要領に定める事項】

- ・ 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・ 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ・ 避難の実施に関し必要な事項

(2) 県計画における「市の計画作成の基準」としての避難実施要領の項目

要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位

避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、自治会、町内会、事務所等、地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載する。

(例：A市A1地区1-2, 1-3の住民は「A1町内会」、A市A2地区1-1の住民は各ビル事務所及び「A2町内会」を避難の単位とする)

避難先

避難先の住所及び施設名を可能な限り具体的に記載する。

(例：避難先：B市B1地区2-3にある広島県立B1高校体育館)

一時集合場所及び集合方法

避難住民の誘導や運送の拠点となるような、一時集合場所等の住所及び場所名を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への交通手段を記載する。

(例：集合場所：A市A1地区2-1のA市立A1小学校グラウンドに集合する。集合に当たっては、原則として徒歩により行う。必要に応じて、自転車等を使用するものとし、要援護者については自動車等の使用を可とする。)

集合時間

避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間を可能な限り具体的に記載する。

(例：バスの発車時刻： 月 日15:20, 15:40, 16:00)

集合に当たっての留意事項

集合後の自治会内や近隣住民間での安否確認、要避難援護者への配慮事項等、集合に当たっての避難住民の留意すべき事項を記載する。

(例：集合に当たっては，高齢者，障害者等要避難援護者の所在を確認して避難を促すとともに，集合後は，避難の単位ごとに不在確認を行い，残留者等の有無を確認する。)

避難の手段及び避難の経路

集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに，避難誘導の開始時間及び避難経路等，避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載する。

(例：集合後は， 鉄道 線 AA 駅より， 月 日の 15：30 より 10 分間隔で運行する B 市 B1 駅行きの電車で避難を行う。B 市 B1 駅に到着後は，B 市及び A 市職員の誘導に従って，徒歩で広島県立 B1 高校体育館に避難する。)

市職員，消防職団員の配置等

避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう，関係市職員，消防職団員の配置及び担当業務を明示するとともに，その連絡先等を記載する。

高齢者，障害者その他特に配慮を要する者への対応

高齢者，障害者，乳幼児等，自ら避難することが困難な者の避難誘導を円滑に実施するために，これらの者への対応方法を記載する。

(例：誘導に際しては，高齢者，障害者，乳幼児等，自ら避難することが困難な者を優先的に避難させるものとする。また，民生委員，自主防災組織及び自治会等に，避難誘導の実施に協力してもらうよう呼びかける。)

要避難地域における残留者の確認

要避難地域に残留者がでないよう，残留者の確認方法を記載する。

(例：避難の実施時間の後，すみやかに，残留者の有無を確認する。避難が遅れている者に対しては，早急な避難を行うよう説得する。避難誘導中に避難者リストを作成する。)

避難誘導中の食料等の支援

避難誘導中に避難住民へ，食料・飲料水・医療・情報等を的確かつ迅速に提供できるよう，それら支援内容を記載する。

(例：避難誘導要員は， 月 日 18：00 に避難住民に対して，食料・飲料水を供給する。集合場所及び避難先施設においては，救護所を設置し，適切な医療を提供する。)

避難住民の携行品，服装

避難住民の誘導を円滑に実施できるような必要最低限の携行品，服装について記載する。

(例：携行品は，数日分の飲料水や食料品，生活用品，救急医薬品，ラジオ・懐中電灯，必要なものを入れた非常持出品だけとし，身軽に動けるようにする。服装は，身軽で動きやすいものとし，帽子や頭巾で頭を保護し，靴は底のしっかりした運動靴を履くようにする。なお，NBC 災害の場合には，マスク，手袋及びハンカチを持参し，皮膚の露出を避ける服装とする。)

避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先
問題が発生した際の緊急連絡先を記述する。

(例：緊急連絡先：A市対策本部 TEL 0×× - ×52 - ××53 担当)

【避難実施要領のイメージ】

避難実施要領(案)

広島県A市長

月 日 時現在

1 避難の経路、避難の手段その他避難の方法

A市における住民の避難は、次の方法で行うものとする。

- (1) A市のA1地区の住民は、B市のB1地区にある広島県立B1高校体育館を避難先として、日 時を目途に住民の避難を開始する。

【避難経路及び避難手段】

避難の手段(バス・鉄道・船舶・その他)

バスの場合：A市A1地区の住民は、A市立A1小学校グラウンドに集合する。

その際、日 時を目途に、できるだけ自治会、町内会、事業所等の単位で行動すること。

集合後は、バス会社の用意したバスにより、国道 号線を利用して、広島県立B1高校体育館に避難する。

鉄道の場合：A市A1地区の住民は、鉄道 線AA駅前広場に集合する。

その際、日 時を目途に、できるだけ自治会、町内会、事業所等の単位で行動し、AA駅までの経路としては、できるだけ国道号線又はAA通りを使用すること。

集合後は、日 時 分発B市B1駅行きの電車で避難する。

B市B1駅到着後は、B市職員及びA市職員の誘導に従って、主に徒歩で広島県立B1高校体育館に避難する。

船舶の場合：A市A1地区の住民は、A市A港に、日 時 分を目途に集合する。その際、日 時を目途に、できるだけ自治会、町内会、事業所等の単位で行動すること。

集合後は、日 時 分発B市B1港行きの、汽船が所有するフェリー 号に乗船する。

・・・以下略・・・

- (2) A市A2地区の住民は、B市B2地区にあるB市立B2中学校を避難先として、日 時 分を目途に住民の避難を開始する。

・・・略・・・

2 避難住民の誘導の実施方法

(1) 職員の役割分担

避難住民の避難誘導が円滑に行えるよう、以下に示す要員及びその責任者等について、市職員等の割り振りを行う。

- ・住民への周知要員
- ・避難誘導要員
- ・市対策本部要員
- ・現地連絡要員
- ・避難所運営要員
- ・飲料水、食料等支援要員 等

(2) 残留者の確認

市で指定した避難の実施時間の後、すみやかに避難を指示した地区に残留者がいないか確認する。(時間的余裕がある場合は、各世帯に声をかける。)

(3) 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者に対する避難誘導

誘導に当たっては、障害者、高齢者、乳幼児等を優先的に避難誘導する。また、自主防災組織や自治会など地域住民にも、福祉関係者との連携の下、市職員等の行う避難誘導の実施への協力を要請する。

3 その他避難の実施に関し必要な事項

(1) 携行品は、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯等、必要なものを入れた非常持出品だけとし、身軽に動けるようにする。

(2) 服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底の丈夫な履きなれた運動靴を履くようにする。

(3) 避難誘導から離脱してしまった場合などの、緊急時の連絡先は以下のとおりとする。

A市対策本部 担当

T E L 0××-52×-××51(内線××××)

F A X 0××-52×-××52

・・・以下略・・・

(3) 避難実施要領の策定の際における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、次の点を考慮する。

避難の指示の内容の確認

(地域ごとの避難の時期、優先度、避難の形態)

事態の状況の把握(警報の内容や被災情報の分析)

(特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案)

避難住民の概数把握

誘導の手段の把握(屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難(運送事業者である指定地方公共機関等による運送))

輸送手段の確保の調整（輸送手段が必要な場合）
（県との役割分担，運送事業者との連絡網，一時避難場所の選定）
要援護者の避難方法の決定（災害時要援護者支援班の設置）
避難経路や交通規制の調整（具体的な避難経路，県警察との避難経路の選定，
自家用車等の使用に係る調整，道路の状況に係る道路管理者との調整）
職員の配置（各地域への職員の割り当て，現地職員の選定）
関係機関との調整（現地調整所の設置，連絡手段の確保）
自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整（県対策本部との調整，国
の対策本部長による利用指針を踏まえた対応）

【国の対策本部長による利用指針の調整】

自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について，道路，港湾施設等における利用のニーズが競合する場合には，市長は，国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように，県を通じて，国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

この場合において，市長は，県を通じた国の対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等）及び国の対策本部長からの情報提供の求め（同法第6条第4項等）に適切に対応できるよう，避難の現状，施設の利用の必要性や緊急性等について，市の意見や関連する情報をまとめる。

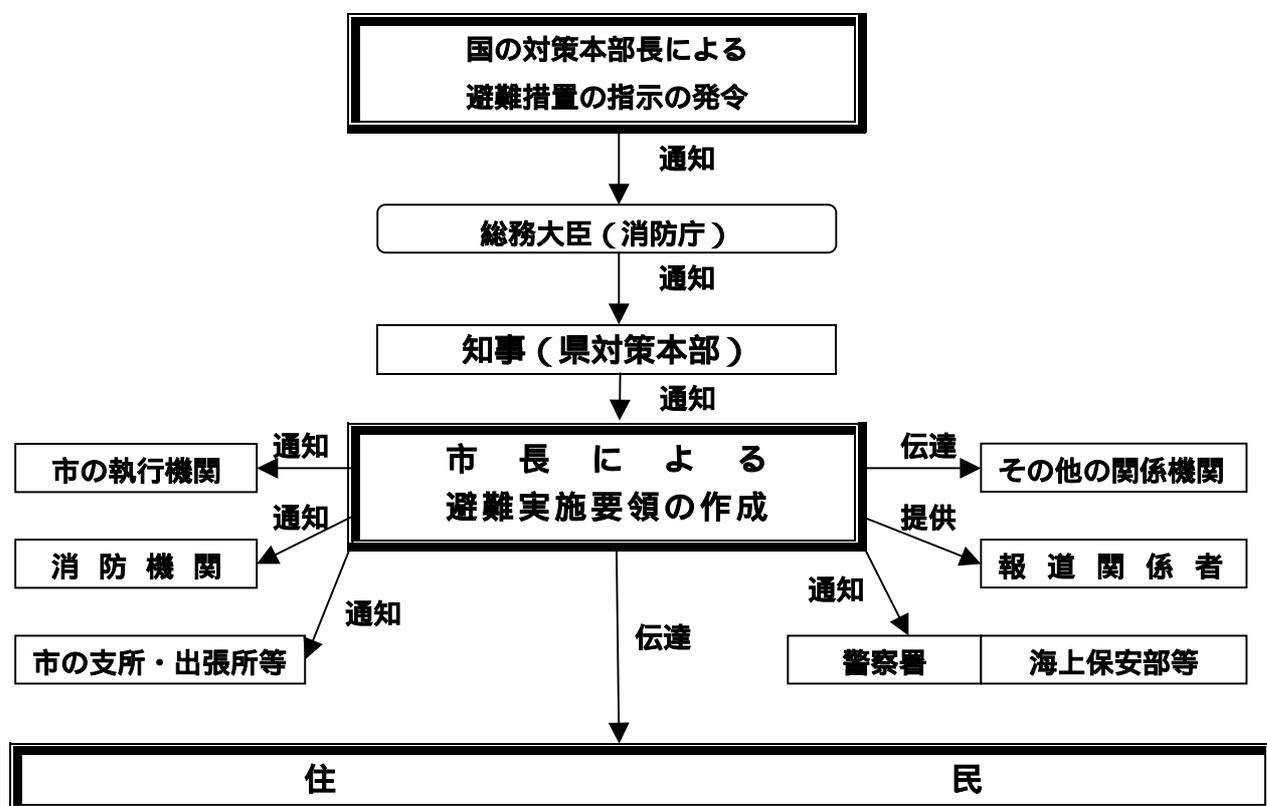
（4）避難実施要領の内容の伝達等

市長は，避難実施要領を策定後，直ちに，その内容を，住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際，住民に対しては，迅速な対応が取れるよう，各地域の住民に関係する情報を的確に伝達するように努める。

また，市長は，直ちに，その内容を市の他の執行機関，市の区域を管轄する消防，警察署長，海上保安部等及び自衛隊地方協力本部並びにその他の関係機関に通知する。

さらに，市長は，報道関係者に対して，避難実施要領の内容を提供する。

市長から関係機関への避難実施要領の通知・伝達



3 避難住民の誘導

(1) 市長による避難住民の誘導

市長は、避難実施要領で定めるところにより、市の職員及び消防団長を指揮し、また、消防組合の管理者と連携して避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、自治会、町内会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

なお、夜間では、暗闇における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明(投光器具、車のヘッドライト等)を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

(2) 消防機関の活動

消防本部及び消防署は、消火活動及び救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な災害時要援護者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行うこととされている。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、災害時要援護者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長、海上保安部長等又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官、海上保安官又は自衛官（以下、「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長から協議を受けた際は、市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、市長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

(4) 自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や自治会長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

市長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(6) 高齢者、障害者等への配慮

市長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、災害時要援護者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、災害時要援護者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。

(7) 残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(8) 避難所等における安全確保等

市は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、県警察と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

(9) 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

- ・危険動物等の逸走対策
- ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(10) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

(11) 県に対する要請等

市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る食料、飲料水、医療等の配分について他の市と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

市長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

(12) 避難住民の運送の求め等

市長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、県対策本部長にその旨を

通知する。

(1 3) 避難住民の復帰のための措置

市長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

(1 4) 地域特性等に応じた避難に当たっての留意事項

島における住民の避難

ア 島の住民の避難が必要となる場合には、住民の避難のための輸送力の確保に努める必要があることから、知事は、以下の情報について、消防庁又は国土交通省を通じて、国の対策本部に早急に連絡するものとされている。

- ・ 避難すべき住民の数、想定される避難方法
- ・ 現在確保が見込める運送手段、今後不足する運送手段の見込み

イ 運送事業者との連絡調整が円滑に行われるよう国土交通省の必要な支援を得て、知事は、市と連携しながら、関係する運送事業者と連絡をとり、運送に係る個別の調整を行うものとされている。

ウ この場合において、県は、市と連携しながら、運送手段を効果的に活用できるように島内の地域を分割して、各地域の避難の時期、避難の方法（一時避難場所や港湾までの運送手段、運送経路等）を定めるものとされている。

このため、市では、これらを踏まえ必要な措置を講ずるものとする。

N B C 攻撃の場合の住民の避難

知事は、N B C 攻撃の場合の避難においては、避難誘導する者に防護服を着用させる等安全を図るための措置を講ずることや風下方向を避けて避難を行うことなどに留意して避難の指示を行うものとされている。さらに、国の対策本部長は、攻撃の特性に応じた避難措置の指示を行うこととされていることから、知事は、当該避難措置の指示の内容を踏まえ、避難の指示を行うものとされている。

このため、市では、これらを踏まえ必要な措置を講ずるものとする。

中山間地域における住民の避難

住民の避難に当たっては、交通渋滞を引き起こす可能性があるなどの観点から自家用車等の使用が困難な場合が多いと考えられるところであるが、中山間地域における住民の避難については、知事は、避難の指示を行うに当たり、地理的条件や地域の交通事情などを勘案し、関係県警察の意見を聴いた上で、自家用車等を交通手段として示すことができるものとされている。

このため、市では、これを踏まえ必要な措置を講ずるものとする。

(15) 事態の類型に応じた避難に当たっての留意事項

弾道ミサイルによる攻撃の場合

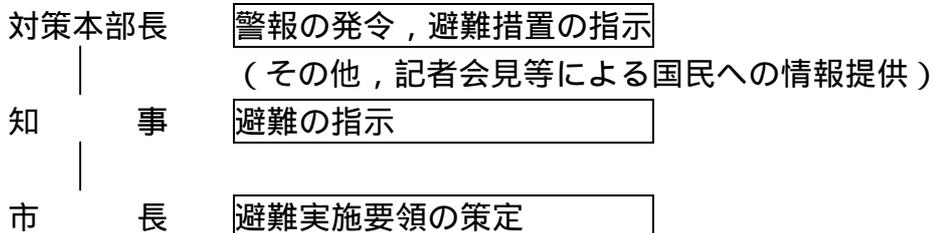
弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。

(実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ近傍のコンクリート造りの堅ろうな施設や建築物の地階等の地下施設に避難することとなる。

以下の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に一人ひとりが対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。

(弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ)

ア 対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示



イ 実際に弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合は、対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本である。

なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。

その際、ゲリラや特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除

活動と並行して行われることが多いことから，警報の内容等とともに，現場における自衛隊，海上保安部等及び県警察からの情報や助言等を踏まえて，最終的には，住民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際，武力攻撃がまさに行われており，住民に危害が及ぶおそれがある地域については，攻撃当初は一時的に屋内に避難させ，移動の安全が確保された後，適当な避難先に移動させ，移動の安全が確保された後，適当な避難先に移動させることが必要となる。

以上から，避難実施要領の策定に当たっては，各執行機関，消防機関，県，県警察，海上保安部等，自衛隊等の関係機関の意見を聴き，それらの機関からの情報や助言を踏まえて，避難の方法を策定することが必要であり，また，事態の変化等に機敏に対応するため，現場における関係機関の情報を共有し，関係機関からの助言に基づいた確かな措置を実施できるよう，現地調整所を設けるなど活動調整に当たることとする。

着上陸侵攻及び航空攻撃の場合

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難は，事前の準備が可能である一方，国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり，県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となるため，国の総合的な方針に基づく避難措置の指示を踏まえて，対応することを基本とする。

第5章 避難住民等の救援

市長は、避難先地域において、避難住民や武力攻撃災害による被災者（以下、「避難住民等」という。）の生命、身体及び財産を保護するために救援に関する措置を実施する必要があるため、救援の内容等について、以下のとおり定める。

1 救援の実施

(1) 救援の実施

市長は、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

収容施設の供与

食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与

医療の提供及び助産

被災者の捜索及び救出

埋葬及び火葬

電話その他の通信設備の提供

武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

学用品の給与

死体の捜索及び処理

武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 救援の補助

市長は、上記で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

2 関係機関との連携

(1) 県への要請等

市長は、知事から事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国等に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

(2) 他の市町との連携

市長は、知事から事務の委任を受けた場合において、救援を実施するため必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町との調整を行うよう要請する。

(3) 日本赤十字社との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

(4) 緊急物資の運送の求め等

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

3 救援の内容

(1) 救援の基準等

市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(平成16年厚生労働省告示第343号。以下「救援の程度及び基準」という。)及び県国民保護計画の内容に基づき救援を行う。

市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、厚生労働大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

(2) 救援における県との連携

市長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

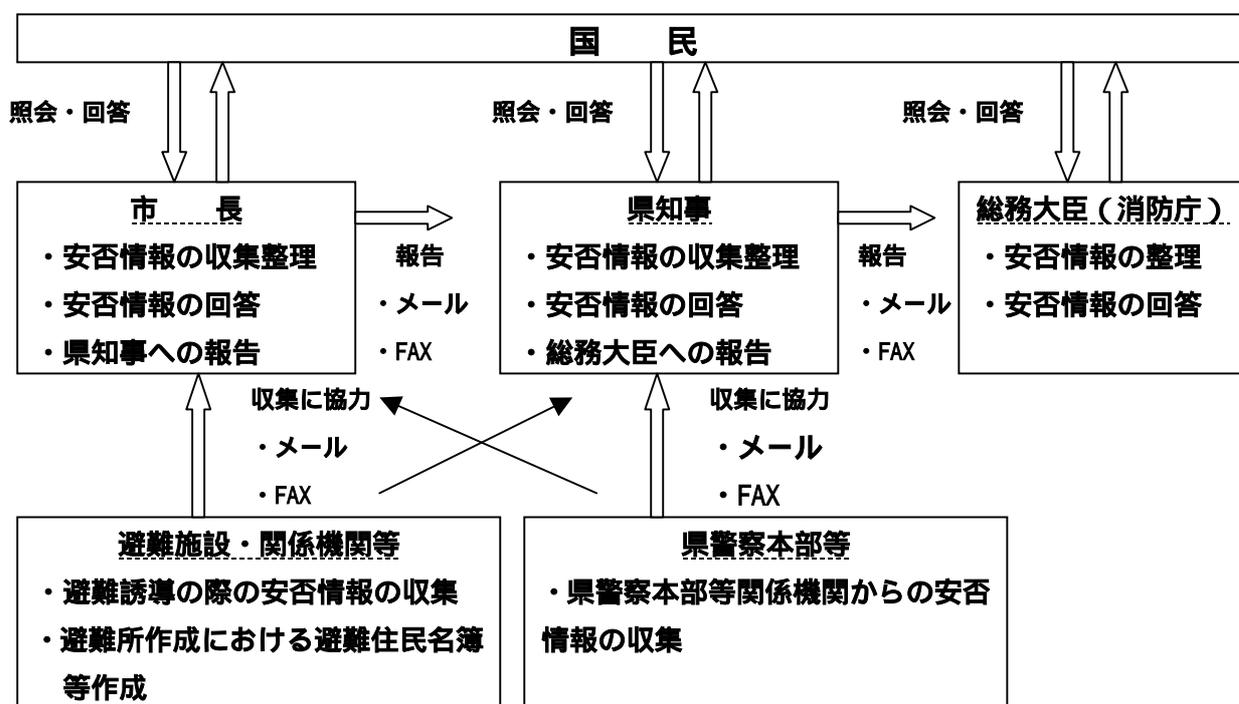
また、県と連携して、NBC攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

第6章 安否情報の収集・提供

安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。

安否情報の収集、整理及び提供の流れを図示すれば、下記のとおりである。

安否情報の収集・整理・提供の流れ



様式第1号(第1条関係)

安否情報収集様式(避難住民・負傷住民)

記入日時(年 月 日 時 分)

氏名	
フリガナ	
出生の年月日	年 月 日
男女の別	男 女
住所(郵便番号を含む。)	
国籍	日本 その他()
その他個人を識別するための情報	
負傷(疾病)の該当	負傷 非該当
負傷又は疾病の状況	
現在の居所	
連絡先その他必要情報	
親族・同居者からの照会があれば、～を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、で囲んで下さい。	回答を希望しない
知人からの照会があれば～を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は～を囲んで下さい。	回答を希望しない
～を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかで囲んでください。	同意する 同意しない
備考	

(注1)本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記～の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援(物資、医療の提供等)や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注2)親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

(注3)「出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

(注4)回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

様式第2号(第1条関係)

安否情報収集様式(死亡住民)

記入日時(年 月 日 時 分)

氏名	
フリガナ	
出生の年月日	年 月 日
男女の別	男 女
住所(郵便番号を含む。)	
国籍	日本 その他()
その他個人を識別するための情報	
死亡の日時, 場所及び状況	
遺体が安置されている場所	
連絡先その他必要情報	
～ を親族・同居者・知人以外の者から 照会に対する回答することへの同意	同意する 同意しない
備考	

(注1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記の意向に沿って同法95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援(物資、医療の提供等)や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

(注3) 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

(注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄に御記入願います。

の同意回答者		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

(注5) の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

1 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集

市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している市が管理する諸学校等からの情報収集、県警察への照会などにより、安否情報の収集を行う。

安否情報の収集に当たっては、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については安否情報省令第1条に規定する様式第1号を、武力攻撃災害により死亡した同様式第2号を用いて行う。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行うものとする。

(2) 安否情報収集の協力要請

安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(3) 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理しておく。

2 県に対する報告

県への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面(電磁的記録を含む。)を、電子メールで県に送付する。

ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

3 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付

市は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、市対策本部を設置すると同時に住民に周知する。

住民からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応窓口にて、安否情報省令第3条に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

窓口以外から照会があった場合には、照会者の住所、氏名、生年月日及び性別について、照会者の住居市町が保有する住民基本台帳と照合すること等により、本人確認を行うこととする。

(2) 安否情報の回答

市は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、原則として被照会者の同意に基づき、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。

市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。

市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

(3) 個人の情報の保護への配慮

安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。

安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

4 日本赤十字社に対する協力

市は、日本赤十字社県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、3(2)(3)と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

安否情報照会書

総務大臣 (都道府県知事) 殿 (市町村長)	年 月 日	
申請者 住所(居所) _____ 氏名 _____		
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照会をする理由 (を付けて下さい。 の場合、理由を記入願います。)	被照会者の親族又は同居者であるため。 被照会者の知人(友人 職場関係者及び近隣住民)であるため。 その他()	
備 考		
被照会者を特定するために必要な事項	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本 その他()
	その他個人を識別するための情報	
申請者の確認		
備 考		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
- 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
- 4 印の欄には記入しないで下さい。

様式第5号(第4条関係)

安否情報回答書

年 月 日		
殿		
総務大臣 (都道府県知事) (市町村長)		
年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり 回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本 その他()
	その他個人を識別 するための情報	
	現在の居所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要情報	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
- 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

第7章 武力攻撃災害への対処

第1 武力攻撃災害への対処

市は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常への対応とともに、特殊な災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、以下のとおり定める。

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害への対処

市長は、国や県等の関係機関と協力して、市の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 知事への措置要請

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、県の対策本部長に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

(1) 市長への通報

消防吏員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から連絡を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報することとされている。

(2) 知事への通知

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員、警察官又は海上保安官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

第2 応急措置等

市は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施について、以下のとおり定める。

1 退避の指示

(1) 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けるなど、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

【退避の指示（一例）】

「 町×丁目， 町 丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅牢な建物や屋内に一時退避すること。

「 町×丁目， 町 丁目」地区の住民については、 地区の （一時）避難場所へ退避すること。

(2) 退避の指示に伴う措置

市長は、退避の指示を行ったときは、防災行政無線、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。

退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保等

市長は、退避の指示を住民に伝達する市の職員に対して、二次災害が生じないよう国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、県警察及び海上保安部等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。

市の職員及び消防職団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて県警察、海上保安部等、自衛隊の意見を聴くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退出方法等の確認を行う。

市長は、退避の指示を行う市の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関からの助言等から判断し、住民の生命又は身体に関する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

(2) 警戒区域設定に伴う措置等

市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、県警察、海上保安部等、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC 攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

市長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの撤去を命ずる。

警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、海上保安部等、消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所における関係機関との情報共有にもとづき、緊急時の連絡体制を確保する。

市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な行動について調整を行う。

(3) 安全の確保等

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

3 応急公用負担等

(1) 市長の事前措置

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させ

るおそれがあると認められる設備又は物件の占有者，所有者又は管理者に対し，災害拡大防止のために必要な限度において，当該設備又は物件の除去，保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

(2) 応急公用負担

市長は，武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは，次に掲げる措置を講ずる。

他人の土地，建物その他の工作物を一時使用し，又は土石，竹木その他の物件を使用し，若しくは収用

武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは，保管）

4 消防に関する措置等

(1) 市が行う措置

市長は，消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう，武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに，県警察等と連携し，効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講ずる。

(2) 消防機関の活動

消防機関は，その施設及び人員を活用して，国民保護法のほか，消防法，消防組織法その他の法令に基づき，武力攻撃災害から住民を保護するため，消防職団員の安全確保に配意しつつ，消火活動及び救助・救急活動等を行い，武力攻撃災害を防除し，及び軽減する。

この場合において，消防本部及び消防署は，その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに，消防団は，消防長又は消防署長の所轄の下で，消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

(3) 消防相互応援協定に基づく応援要請

市長は，市の区域の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は，知事又は他の市町長に対し，相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

(4) 緊急消防援助隊等の応援要請

市長は，(3) による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は，緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき，知事を通じ又は，必要に応じ，直接に消防庁長官に対

し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

(5) 消防の応援の受入れ体制の確立

市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行なわれるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

(6) 消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

(7) 医療機関との連携

市長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

(8) 安全の確保

市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次災害を生じることがないように、国対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。

その際、市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県警察、海上保安部等、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。

被災地以外の市長は、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し、情報の提供及び支援を行う。

消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部と協力し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。

市長、消防長は、特に現場で活動する消防職団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

第3 生活関連等施設等における災害への対処等

生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、県その他の関係機関と連携した市の対処に関して、以下のとおり定める。

1 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の状況の把握

市対策本部を設置した場合においては、市内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

(2) 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り支援を行う。

また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

(3) 市が管理する施設の安全の確保

市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、市長は、必要に応じ、県警察、海上保安部等、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

2 危険物質等に係る武力攻撃災害への対処

(1) 危険物質等に関する措置命令

市長は、既存の法令に基づく規制措置を講ずるほか、緊急に必要があると認めるときは、当該措置に代えて、危険物質等の取扱者に対し、次の から の措置を講ずべきことを命ずる。

危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限
危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限
危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄

(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。また、市長は、(1)の から の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

【危険物質等について市長が命ずることができる対象及び措置】

物質の種類	対 象	措置		
		1号	2号	3号
消防法第2条第7項の危険物(同法第9条の4の指定数量以上のものに限る。)	消防本部等所在市の区域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所,貯蔵所若しくは取扱所(移送取扱所を除く。) 又は の消防本部等所在市の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し,又は取り扱うもの	消防法第12条の3		
火薬取締法(昭和25年法律第149号)第2条第1項の火薬類	製造業者,販売業者又は消費者に対して,製造施設又は火薬庫の全部若しくは一部の使用を一時停止すべきことを命ずること。	火薬類取締法第45条		
	製造業者,販売業者,消費者その他火薬類を取り扱う者に対して,製造,販売,貯蔵,運搬,消費又は廃棄を一時禁止し,又は制限すること。			
	火薬類の所有者又は占有者に対して,火薬類の所在場所の変更又はその廃棄を命ずること。			
	火薬類を廃棄した者に対して,その廃棄した火薬類の収去を命ずること。			
<p>1 製造については火薬若しくは爆薬を製造する製造所であってこれを原料として信号えん管,信号火せん若しくは煙火のみを製造するもの又は産業,娯楽,スポーツ若しくは救命の用に供する火工品のみを製造する製造所に係るものに限る。</p> <p>2 運搬及び火薬類取締法第50条の2第1項の規定の適用を受ける火薬類の消費についてを除く。</p>				

<p>高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）第 2 条の高圧ガス（同法第 3 条第 1 項各号に掲げるものを除く。）</p>	<p>第一種製造者，第二種製造者，第一種貯蔵所若しくは第二種貯蔵所の所有者若しくは占有者，販売業者又は特定高圧ガス消費者に対し，製造のための施設，第一種貯蔵所，第二種貯蔵所，販売所又は特定高圧ガスの消費のための施設の全部又は一部の使用を一時停止すべきことを命ずること。</p>	<p>高圧ガス保安法 第 39 条</p>
	<p>第一種製造者，第二種製造者，第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所の所有者又は占有者，販売業者，特定高圧ガス消費者その他高圧ガスを取り扱う者に対し，製造，引渡し，貯蔵，移動，消費又は廃棄を一時禁止し，又は制限すること。</p>	
	<p>高圧ガス又はこれを充てんした容器の所有者又は占有者に対し，その廃棄又は所在場所の変更を命ずること。</p>	

第4 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等

武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

1 武力攻撃原子力災害への対処

隣県の原子力事業所が武力攻撃災害を受けた場合における周囲への影響にかんがみ、県では、関係機関に通知するとともに、関係機関と連携し、モニタリングの実施等、必要な措置を講じることとされている。このため、市は、県から通知などがあった場合、必要な措置を講ずるものとする。また、この場合において、当該措置を講ずる者の安全の確保に配慮する。

- (1) 隣県における武力攻撃原子力災害の発生を覚知した場合。
- (2) 県内において事業所外運搬に使用する容器からの放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する原子力防災管理者からの通報又は指定行政機関の長からの通知を受けた場合。

2 NBC攻撃による災害への対処

市は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

(1) 応急措置の実施

市長は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染防止拡大のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(3) 関係機関との連携

市長は、NBC攻撃が行われた場合には、市対策本部において、消防機関、県警察、海上保安部等、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し（又は職員を参画させ）、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

(4) 汚染原因に応じた対応

市は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県等との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

核攻撃等の場合

核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を直ちに県へ報告する。

生物剤による攻撃の場合

措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

化学剤による攻撃の場合

措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集を行う。

(5) 市長及び関係消防組合の管理者の権限

市長又は関係消防組合の管理者は、汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施にあたり、関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

	対象物件等	措 置
1号	飲食物，衣類，寝具その他の物件	占有者に対し，以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し，以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
4号	飲食物，衣類，寝具その他の物件	・廃棄
5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

市長又は関係消防組合の管理者は，上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは，当該措置の名あて人に対し，次の表に掲げる事項を通知する。ただし，差し迫った必要があるときは，当該措置を講じた後，相当の期間内に，同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者，管理者等）に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは，適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし，差し迫った必要があるときは，その職員が現場で指示を行う。

当該措置を講ずる者
当該措置を講ずる理由
当該措置の対象となる物件，生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては，当該措置の対象となる建物又は場所）
当該措置を講ずる措置
当該措置の内容

（6）要員の安全確保

市長又は関係消防組合の管理者は，NBC攻撃を受けた場合，武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的な収集に努め，当該情報を速やかに提供するなどにより，応急対策を講ずる要員の安全確保に配慮する。

第 8 章 被災情報の収集及び報告

被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災状況の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

被災情報の収集及び報告

電話、防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災状況について収集する。

被災情報の収集に当たっては消防機関、県警察、海上保安部等との連絡を密にするとともに特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。

被災情報の報告に当たっては、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第1報を報告する。

第一報を県及び消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報について次頁に定める様式に従い、電子メール、FAX等により県が指定する時間に県に対し報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

【被災情報の報告様式（前掲）】

平成 年 月 日に発生した による被害（第 報）

平成 年 月 日 時 分
竹 原 市

1 武力攻撃災害が発生した日時，場所（又は地域）

(1) 発生日時 平成 年 月 日

(2) 発生場所 市 町A丁目B番C号

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

市町名	人的被害				住家被害		その他
	死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	
			重傷	軽傷			
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)		

可能な場合，死者について，死亡地の市町名，死亡の年月日，性別，年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町名	年月日	性別	年齢	概況

第9章 保健衛生の確保その他の措置

避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 保健衛生の確保

避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

避難先地域に対して、県等と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施するとともに、健康相談窓口を設置するなど、当該地域の衛生状況の保全、避難住民等の健康状態の把握、健康障害の予防等を行う。

また、避難先地域の住民の健康維持のために、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携し実施する。

この場合において、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

(2) 防疫対策

避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

(3) 食品衛生確保対策

避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し食品等の衛生確保のための措置を実施する。

(4) 飲料水衛生確保計画

避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての住民に対して情報提供を実施する。

地域防災計画の定めに準じて、水道水の供給体制を整備する。

水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して水道用水の緊急応援にかかる要請を行う。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例

環境大臣が指定する特例地域においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。

により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

(2) 廃棄物処理対策

市は、地域防災計画の定めに準じて、「震災廃棄物対策指針」(平成10年厚生省生活衛生局作成)及び「水害廃棄物対策指針」(平成17年環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部作成)等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。

廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して他の市町との応援等にかかる要請を行う。

3 文化財の保護

(1) 重要文化財等に関する命令又は勧告の告知等

市教育委員会は、文化庁長官が行う所有者等に対する命令・勧告を県教育委員会が告知する場合、これを伝達する。

また、所有者等から、文化庁長官に対する支援の求めがあった場合、速やかに、その旨を、県教育委員会に連絡する。

(2) 国宝等の被害を防止するための措置の施行

市教育委員会は、文化庁長官及び文化庁長官から委託を受けた県教育委員会が行う措置の施行に協力する。

(3) 県重要文化財等に関する勧告の伝達

市教育委員会は、県の重要文化財等に関し、県教育委員会が武力攻撃災害による被害を防止するために所有者等に対し必要な措置を勧告する場合には、速やかに当

該勧告を伝達する。

(4) 市指定文化財の取扱いについて

市教育委員会は、武力攻撃による被害をうけるおそれがあるときは、所有者等に対し、所在場所の変更又は管理方法の改善その他管理に対し必要な措置を勧告する。

第10章 国民生活の安定に関する措置

武力攻撃事態等においては、生活関連物資等が不足することも想定されるため、国民生活の安定に関する措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 生活関連物資等の価格安定

武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

2 避難住民等の生活安定等

（1）被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に関する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

（2）公的徴収金の減免等

避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期間の延期並びに市税（延滞金を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

（3）生活再建資金の融資等

武力攻撃災害により住居・家財及び事業所等に被害を受けた者が、自力で生活の再建をするに当たり必要となる資金については、被災状況に応じて、被災者に対する貸付資金、被災した事業に対する設備復旧資金等の融通が図られるよう必要な措置を検討する。

3 生活基盤等の確保

（1）市による生活基盤等の確保

水道事業者として市は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

道路 ,下水道 ,港湾等の管理者として市は ,当該公共的施設を適切に管理する。

第 1 1 章 特殊標章等の交付及び管理

ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書(以下「特殊標章等」という。)を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

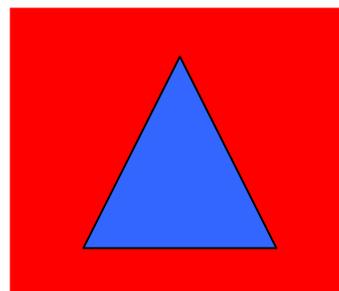
【特殊標章等の意義について】

1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(第一追加議定書)において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力(以下この章において「職務等」という。)を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等(以下この章において「場所等」という。)を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

(1) 特殊標章等

ア 特殊標章(法第158条)

第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章(オレンジ色地に青の正三角形)。



(オレンジ色地に青の正三角形)

イ 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書(「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」が示す様式は次頁のとおり。)

ウ 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等。

(この証明書を交付
等許可権者の名を記
載するための余白)

△

△

身分証明書
IDENTITY CARD

国民保護措置に係る職務等を行う者等
for civil defence personnel

氏名 / Name _____

生年月日 / Date of birth _____

この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書）によって保護される。

The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (protocol I) in his capacity as

交付等の年月日 / Date of issue _____

証明書番号 / of card _____

許可権者の署名 / Signature of issuing authority _____

有効期間の満了日 _____

身長 / height	眼の色 / Eyes	頭髪の色 / Hair
その他の特徴又は情報 / Other distinguishing marks or information : 血液型 / Blood type		
所持者の写真 / PHOTO OF HOLDER		
印章 / Stamp	所持者の署名 / Signature of holder	

(日本工業規格 A7 (横74ミリメートル, 縦105ミリメートル))

(2) 特殊標章等の交付及び管理

市長,消防長は,国の定める特殊標章等の交付等に関する基準・手続等に基づき,具体的な交付要綱を作成した上で,それぞれ以下に示す職員等に対し,特殊標章等を交付及び使用させる。

市長

- ・ 国民保護措置に係る職務を行う市の職員(消防長の所轄の消防職員を除く。)
- ・ 消防団長及び消防団員
- ・ 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

消防長

- ・ 国民保護措置に係る職務を行う消防長の所轄の消防職員
- ・ 消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(3) 特殊標章等に係る普及啓発

市は,国,県及びその他関係機関と協力しつつ,特殊標章等及び赤十字標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について,教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

市が管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧について必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 市が管理する施設及び設備の緊急点検等

武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上で、市が管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもなお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省及び県にその状況を連絡する。

(3) 県に対する支援要請

応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2 公共的施設の応急の復旧

(1) 武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

(2) 武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理する道路、港湾施設等について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害の復旧

市が管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

(1) 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、市は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって県と連携して実施する。

(2) 市が管理する施設及び設備の復旧

武力攻撃災害により市が管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して、当面の復旧の方向を定める。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に要した費用の支弁，国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求方法

国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したのものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管

武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償及び損害補償

(1) 損失補償

国民保護法に基づく土地や建物の使用、物資の収用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

(2) 損害補償

国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

県の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした結果、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって市が損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。

ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

第5編 緊急処理事態への対処

1 緊急処理事態

市国民保護計画が対象として想定する緊急処理事態については、第1編第5章2に掲げるとおりである。

緊急処理事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、市緊急処理事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急処理事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

2 緊急処理事態における警報の通知及び伝達

緊急処理事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、市は、緊急処理事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関、当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急処理事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて、これを行う。